資料２

# 聚楽保育所保護者アンケートの結果

令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項（案）について，保護者の意見を広く聴くために聚楽保育所全保護者を対象にアンケートを実施した。

## １　実施期間

令和元年７月２日（火）から７月１０日（水）まで

## ２　対象者

京都市聚楽保育所に在籍する全児童の保護者

（※世帯単位で実施のため，きょうだいが在籍している場合でも１通のみ回答）

## ３　実施方法

別紙１のとおり封筒に封緘のうえ所長又は副所長に直接提出

期日までに提出がない場合は，所長又は副所長から個別に声掛け

## ４　実施結果

**⑴　アンケート提出世帯数※**

４０世帯／８３世帯（４８．２％）

**⑵　アンケート提出世帯のうち，意見を記載している世帯数**

３４世帯／４０世帯（８５．０％）

※　２世帯について，アンケートへの回答配布（７月１７日）後に収受

## ５　意見内容

別紙２のとおり

## ６　別紙の説明

提出のあったアンケートごとに質問・意見を記載。

質問については，回答（「⇒」）している。

幼保総合支援室において，要望又は意見と判断したものについては，「⇒意見」としている。

なお，いただいた質問等については，そのまま入力しており，訂正していないが，個人情報に係る記載や御本人から記載しないよう要望があった意見については，記載していない。

また，回答については，「市営保育所移管先選定部会」を「選定部会」とするなど，語句を省略している場合がある。

（別紙１）

令和元年７月２日

京都市聚楽保育所　保護者の皆様

市営保育所移管先選定部会
事務局　幼保総合支援室

令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項（案）に関する御意見について

日頃は，本市の保育行政に御理解，御協力をいただき，誠にありがとうございます。聚楽保育所につきましては，令和３年４月の民間移管に向けて，先日，市営保育所移管先選定部会（以下「選定部会」という。）において，令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項（案）（以下「募集要項（案）」という。）に係る審議を開始しました。

今後，７月８日に募集要項（案）に係る保護者説明会を開催のうえ，７月２６日に開催する第２回選定部会において，保護者代表の方３名程度と選定部会委員との意見交換を実施いたします。

７月８日に開催する募集要項（案）に係る保護者説明会に参加できない方も含め，保護者の皆様の御意見を広くお聞きするため，アンケートを実施しますので，お手数ですが，別添えの保護者意見票を確認していただき，令和元年７月１０日（水）までに保育所に提出してください（御意見がない場合につきましても，お手数ですが，御提出をお願いします）。

○　アンケート対象者
　京都市聚楽保育所に在籍する全児童の保護者
（※アンケートは世帯単位で実施しますので，きょうだいが在籍している場合でも１通のみ回答していただきます。）

○　アンケートの提出
　アンケート用紙に御記入のうえ，一緒にお渡ししている封筒に入れていただき，封をして**７月１０日（水）までに所長又は副所長に直接提出してください。**
　なお，全世帯の状況を把握するため，期日までに提出がない場合は，所長又は副所長から個別にお声掛けさせていただきます。

○　アンケート結果
　アンケートで寄せられた御意見等については，次回の選定部会において，個人が特定されないようにしたうえで紹介させていただきます。

【問合せ先】
京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
担当：清水，西村　TEL　251－2397　FAX　251－2950

令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者
の選定に係る募集要項（案）に関する御意見票

※　御意見等の有無を確認する以下の各設問について，⑴・⑵いずれかに〇印を付け，御意見等がある場合は具体的な意見の内容を御記入ください（枠内に収まらない場合は裏面に記入してください。）。

問１　本アンケートと同日に配布している令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項（案）を御確認のうえ，「１　共通編」及び「２　保育所編」の内容について，御意見及び御質問等はありますか。

⑴　意見・質問がある

【内容】

⑵　意見・質問はない

問２　民間移管について，気になる点等があれば，以下に御記入ください。

⑴　気になる点等がある

【内容】

⑵　気になる点等はない

問３　その他，何か御意見・御質問があれば，以下に御記入ください。

⑴　意見・質問がある

【内容】

⑵　意見・質問はない

（別紙２）

問１について

１　保育所と児童館併せての移管なのに児童館の運営経験のない法人でも募集可となっていたり，保育所と児童館で審査内容に差がある点が非常に不安です。

⇒　京都市における児童館は，公設・民設の違いはありますが，何れも民間事業者に運営していただいています。

同様の利用料金を徴収し，基準条例に基づく同様のサービスを提供していただいており，事業運営面における差異は基本的にないことから，京都市児童館指定管理者募集要項を準用することとしていますが，先日の選定部会での意見を踏まえ，指定管理者選定委員の意見も聞いていきたいと考えています。

２　市はなぜ児童館の運営経験を必須項目にしなかったのですか？

３　児童館は運営経験のない法人でも，問題なく運営できるとお考えですか？

⇒　準用する京都市児童館指定管理者募集要項においては，経験の有無を条件としていません。

４　児童館の選定も移管後はずっと同法人で変更できないのなら，少なくとも保育所と同等の基準で審査を行うのが妥当ではありませんか？

⇒　移管後は，ほかの民設児童館と同様に１年ごとの契約となります。また，委託元の責任において，必要に応じた運営面の指導を行っていきます。

５　三者協議で解決できない問題にはどう対応するのですか？

⇒　移管に関することについては，三者協議会において，保育園の保育の内容や運営等に関して，解決に向けて協議しています。その他個々の状況に応じて法人と保護者との直接の話し合いや本市が内容を確認することにより，対応していくものと考えています。

６　申請資格について(1)

申請資格に保育所の運営経験年数が記載とされていないのは不適切です。記載されていない理由を説明してください。保育所関連の運営経験を義務付けていることから，保育の経験についての必要性は理解されていると思います。そうであれば，最低限 0 歳児から 5 歳児までの 6 年間の保育を経験が必要なはずです。ですので，6 年以上の運営経験年数を申請資格に加えてください。

運営実績 2 年の法人を移管先として選定した崇仁保育所では人権救済申請が申立てられています。これでうまくっているというとは到底思えませんし，このような状況には陥りたくありません。その点も含めて，記載しないで問題ないという理由を説明してください。

⇒　民間移管においては，「移管後の運営に係る基本事項」の遵守を求めており，経

験年数にかかわらず，内容が遵守できるのであれば問題ないものと考えています。

なお，崇仁保育所の保護者から京都弁護士会に対して，人権救済の申立が提出されていることは事実ですが，崇仁保育所の移管先候補者の選定が始まる前に提出されたものであり，運営実績が短い法人が選定されたことを以て，人権救済の申立が提出されたものではありません。

7　申請資格について(2)

運営資格に認定こども園と認可幼稚園が記載されているのは不適切です。記載されている理由を説明してください。

認定こども園，認可保育園の運営では，0～2 歳児の保育経験がありません。このような法人に産休明け乳児を預けるというのは非常に不安です。何か事故が起こった場合に，京都市が責任をとれるのですか？こちらにも回答を必ずつけてください。今まで事故が起こらなかったということは何の保証にもなりません。少なくとも乳児の保育経験がある法人に限定することで，事故が生じる確率を下げるというのが当然です。大阪市では，認可保育所もしくは保育所型認定こども園及び認可保育所から移行した幼保連携型認定こども園ということで，幼稚園等の運営経験しかない法人は排除されています。京都市は，大阪市の条件が不適切だという判断をしているという理解で正しいでしょうか？こちらにも回答をつけてください。

⇒　認定こども園として運営することも可能であることから，学校法人も移管先の対象となるため，申請資格として認定こども園と認可幼稚園を含めています。

なお，これまでに乳児保育経験の無い法人に民間移管した実績があり，丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで，乳児の保育を引き継ぐことができると考えられることから，認定こども園と認可幼稚園を申請資格に加えることに問題はないものと考えています。

また，事故が起こった際の責任は，引継ぎ・共同保育の実施期間において，状況によって責任の所在が異なるものであり，誰が責任を取るのか回答することはできません。

他都市と本市が全く同じ条件で民間移管をする必要はなく，認可幼稚園や幼稚園型認定こども園のみを運営する法人に応募を認めないといった条件を付す予定はありません。

8　申請資格について(3)

申請資格に児童館関連の運営経験が一切明記されていないのはおかしいです。記載がない理由を説明してください。そして，児童館の運営経験が 3 年以上あることを条件に入れてください。これは，多くの児童が 3 年生まで学童クラブを利用することが根拠です。

⇒　準用する京都市児童館指定管理者募集要項においては，経験の有無を条件としていません。

9　園舎の建替え又は修繕について

園舎の建替えについて，現在の広い園庭が縮小されることが大変不安です。園舎の建替え･修繕について，第三者協議会での合意が必要であることを確認させてください。また，建替え時期について，第三者協議会が存続中でなければその内容保護者が介入できなくなる可能性が高いですので，補助金の交付期限を設けて第三者協議会が存続中に建替え･修繕の計画が出されるように制度化してください。

⇒　意見

10　候補者の選定方法について(1)

選定方法において「総合的に」とあるがこれは配点に基づく判断なのですか？確認させてください。前回の選定部会で部会長が，理由をつければ点数の合計と異なる判断になることもありうるという，恣意的運用がいくらでもできる話を出していましたが，そのようにならないことを明記してください。必ず回答をお願いします。もし，このような恣意的運用を想定するのであれば，配点評価方法は無意味なものに成り下がります。その場合は，配点評価方法を破棄するということで正しいでしょうか？こちらも確認の回答をお願いします。

⇒　配点に基づく判断となります。前回の選定部会において，部会長は，そうしたことをすると公平性が保てないと思うという旨の発言をされたものです。そのため，配点に基づく判断以外をすることはありません。

11　候補者の選定方法について(2)

配点評価方法を用いる場合，保育所の評価点数と児童館の評価点数が互いに悪影響を及ぼす問題が，選定部会でも指摘されていました。この問題についての対処方法を説明してください。

⇒　今後，選定部会において議論していくことになります。

12　候補者の選定方法について(3)

書面審査，実地審査において点数をつけるにあたり，その点数の基準と点数を付けた理由を明記するようにしてください。今回の評価は公開されるものですので，その評価が適切なものかは後から検証できるものでなければ意味がありません。それができないのであれば，できない理由を明記し，恣意的な運用が可能であることを明言しください。

⇒　移管先候補者の選定後，審査項目ごとの得点及び評価した点を公表することとしております。

なお，点数の基準については，審査に係る影響を踏まえ，公表しておりません。

13　基本事項（聚楽保育所）-基本(1)

移管後の運営に係る基本事項（聚楽保育所）の委託契約上の位置づけを教えてください。また，委託契約において，この基本事項を別紙として契約に組み込み，契約上でも順守することへの法的拘束力を持たせてください。

⇒　聚楽保育所については，民間移管後，民設民営で運営していただくことになることから，本市と委託契約を締結することはありません。移管後の運営に係る基本事項については，移管先法人等と本市において，締結する協定に盛り込む内容となります。

14　基本事項（聚楽保育所）-基本(2)

聚楽の状況は移管の話が持ち上がる 2015 年度以前の状況を含めて参考にするべきです。少なくとも，2016 年度からの 3 年間の状況だけを聚楽保育所の状況とするのは間違っています。最低でも過去 5 年間の状況を確認しそこから条件が悪化しないことを明記してください。

⇒　保育の内容については，年々変わっていくものであり，民間移管に当たっても，移管前年度の保育の内容を引き継ぐこととしております。２０１６年度からの３年間の状況を参考としたり，過去５年間の状況を確認するといったことはありません。

15　基本事項（聚楽保育所）-運営について

認定こども園として運営することを認める理由を教えてください。現在の保育との変化を最小限にするなら，認定こども園にして仕組み自体を変えてしまうことはその理念から大きく外れるものですので，除外してください。もし，それができないのであれば，移管して認定こども園としたときに保育が大きく変化しない理由を根拠をもって説明をしてください。必ず回答してください。子ども園とすると，京都市からの委託ですらなくなり，保育の内容は法人の一存で決まる恐れが高まります。責任を市が担保しなくなるのですが，それを望んでいるのですか？

⇒　認定こども園として運営することで，１号認定の子どもを受け入れることができ，保育所を利用している児童の保護者が離職する等，保育の要件を満たさなくなった場合であっても，１号枠に振り替えることにより，退所することなく保育を継続することができる等，利用者にとってのメリットが大きいことから，認定こども園としての運営を認めることとしているものです。保育の内容の決定については，保育所であっても，認定こども園であっても最終的には法人が決定するものでありますが，これまで市内で認定こども園に移行した保育園において，２号・３号認定の児童に対して，保育内容を変更した事実は聞いておりません。

16　基本事項（聚楽保育所）-定員について

聚楽保育所の児童の受入れについて，受入れの割合加えて人数についても過去の聚楽保育所の状況を引継ぐように明記してください。特に，受け入れ人数を過去 5

年間の最大人数を超えないように条件化してください。これは，法人が，委託料の増額を狙って児童数をむやみに増員して，個々の児童への配慮が不足することになる不安を解消するためです。

⇒　意見

17　基本事項（聚楽保育所）-費用負担について

保護者への費用負担を求める場合の条件として，三者協議会における協議がありますが，三者協議会における合意に変更してください。現状では，協議をすれば，その結果を問わずに実施可能となっています。これは，保護者を無碍に扱う法人への抑止力として成立しません。

⇒　意見

18　基本事項（聚楽保育所）-施設長について(1)

民間保育園の平均勤続年数 24 年（保育士のキャリアアップの仕組みの構築と処遇改善について），もしくは京都市営保育所所長の平均勤続年数のどちらかを基本の条件としてください。

市営保育所の保育を引き継ぐのであれば，市営の保育所と同等の勤続年数を求めるのは当然です。また，民間園として考える場合でも，一般的な民間園が達成できている施設長の条件は達成するのは当然です。

⇒　意見

19　基本事項（聚楽保育所）-施設長について(2)

社会福祉事業の「経験」とは何を指すのか説明してください。正規雇用の常勤のみを想定しているのですか？パートなどでもよいのですか？従事していた業務が運営管理などの事業に係るものに制限するのですか？この文面では，清掃業務でも可能と読み取れますが，それは正しいですか？

⇒　福祉に関する相談援助の業務を想定しており，雇用形態等についての区別はしておりません。

20　基本事項（聚楽保育所）-施設長について(3)

保育経験 12 年以上としているが，どのような「経験」を指すのか説明してください。常勤で担任を 12 年間持っているのと，週 3 回夕方ヘルプに入っていた経験を同等とは考えられないですが，どのような想定をしていますか？

⇒　認可保育所（認定こども園を含む）で保育を実施している期間が１２年以上であれば，その内容については問いません。

21　基本事項（聚楽保育所）-施設長について(4)

施設長 3 年以上としているが，どのような「経験」を指すのか説明してください。

常勤で実働の勤務をしていた経験と名前貸しが同様の経験とは考えられません。

⇒　認可保育所（認定こども園を含む）の施設長を３年以上勤めていることを条件としており，雇用形態等についての区別はしておりません。

22　基本事項（聚楽保育所）-施設長について(5)

管理職務の経験を必須条件に入れていない理由を説明してください。移管後で初顔合わせになる職員も多い中，施設長すら初の管理職であれば，移管後の保育は混乱が生じることは避けられません。その影響を一番に受けるのは子どもたちですので，そのような状況にならないように，管理職経験があることを施設長の条件に追加してください。

⇒　基本事項に定める施設長の要件を満たせば，施設長として十分に業務に従事できるものと考えております。

23　基本事項（聚楽保育所）-保育士について(1)

保育士等として経験 10 年以上とありますが，どのような「経験」を指すのか説明してください。担任をもって 10 年間保育にかかわってこられた方と，パートでヘルプに入っていただけ，資格取得後は別の業務をしていた方が同じ経験値を積んでいるとは到底思えません。

⇒　保育士等としての経験を指しており，雇用形態等についての区別はしておりません。

24　基本事項（聚楽保育所）-保育士について(2)

「乳児保育経験がある」とは何を指すのか，期間が明記されていない理由を説明してください。目を離した隙に重大事故に繋がりかねない乳児保育において，1 日でも実績があれば OK ということですか？

また，乳児保育については産休明けからの保育を実施することが条件となっていますが，多くの保育所では生後半年以降からしか受け入れをしておらず，生後 57 日以降の乳児の保育経験がない可能性が高いです。その場合，重大な事故が発生する可能性が高いですので，1 名以上は産休明け保育の 3 年以上経験があることを条件に加えてください。また，京都市が実施するキャリアアップ研修において，研修種別 : 乳児保育での保育士等キャリアアップ研修を修了していることを条件に加えてください。この研修は，京都市が民間の保育士に必要と判断して実施している研修ですので，移管後の保育士が各分野での研修を修了しているのは当然のはずです。

⇒　乳児保育経験について，経験年数は問うておらず，乳児保育に携わった者であれば，経験のある者になります。

産休明け保育については，これまでに乳児保育経験の無い法人に民間移管した実績があり，丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで，乳児の保育を引き継ぐことができると考えられることから，問題はないものと考えています。

キャリアアップ研修については，市が指定する市営保育所職員研修の出席で十分に職員の育成に繋がるものと考えております。なお，キャリアアップ研修についても，可能な限り，出席いただくことが望ましいと考えております。

25　基本事項（聚楽保育所）-保育士について(3)

移管後の保育で生じる様々な課題に対応する必要がありますので，京都市のキャリアップ研修の全種別の研修を，いずれかの保育士が修了することを条件に追加してください。

⇒　意見

26　基本事項（聚楽保育所）-保育士について(4)

現在の聚楽の担任は，13 名ですが，保育士についての条件を勘案すると，経験 7 年以上が 3 人（1 人乳児経験)，経験 5 年以上が 2 人（2 人乳児経験）で残りは条件なし，つまり新卒が 8 人でも問題ないということで正しいですか？正しい場合，新人が 8 名で 10 名が初顔合わせの状況で，聚楽保育所の保育を引き継げる根拠を示してください。

⇒　そのとおりです。引継ぎ・共同保育として，前年度から７名の保育士（園長・調理員を除く。）に従事いただくとともに，移管年度は市の職員が最長１年間残ることから，十分に引き継ぐことが可能であると考えております。

27　基本事項（聚楽保育所）-引継ぎについて(1)

日数は指定されているが，これは必ず１日中いるという認識で正しいですか？その日に聚楽保育所に顔を出せば問題ないとされると適切な引継ぎができるとは思えません。

⇒　時間については，市の職員と同様，７時間４５分としています。

28　基本事項（聚楽保育所）-引継ぎについて(2)

引継ぎ人数はいずれも一名としていますが，引継ぎを行う保育士さんが退職をする不安がありますので，二名以上に変更してください。法人側は異動に関する権限はありますが，退職を阻止することはでません。実際に，引継ぎ担当が早期に退職された実例もあります。これを回避するには，複数名での引継ぎが必須です。

⇒　意見

29　基本事項（聚楽保育所）-職員の育成について

市営保育所職員研修に出席することと記載されていますが，これは義務付けという理解で正しいですか？もし，保育士さんが参加しなかった場合，その保育士さんは聚楽保育所で勤務する資格を失うという認識で良いですか？

⇒　基本事項において，「当分の間は，市が指定する市営保育所職員研修に出席す

ること」を規定しており，研修の対象となる保育士又は調理員がいる場合は，参加していただくことになります。研修に参加されなかった場合は，その理由により，今後の対応を検討することになりますが，直ちに聚楽保育所で勤務する資格を失うということは考えておりません。

30　基本事項（聚楽保育所）-第三者評価について

第一回選定部会でも指摘があった通り，移管前後での保育所の状況を判断する材料に第三者評価を活用するため，移管前での聚楽保育所の第三者評価を必ず受審してください。また，比較のため，同じ項目での移管後の第三者評価を受審することを明記してください。そして，比較により移管前から劣化した項目があった場合に早急（次年度中）に改善することを法人に義務付けてください。

⇒　意見

31　基本事項（聚楽保育所）-三者協議会について

別表 5 にある保護者の構成について，各クラス 1 名以上に変更してください。興味･関心がある保護者はどなたでも参加できる開かれた協議会であるべきです。

⇒　意見

32　基本事項（聚楽保育所）-情報開示について

保育所の運営状況，法人の経営状況等の情報は保護者に対して情報開示を義務付けてください。京都市からの委託料が適切に保育所に使われているかを検証する仕組みが必須のためです。

⇒　意見

33　基本事項（聚楽保育所）-遵守状況の検証について

京都市が行う検証について，保護者の求めに応じて検証を実施することを明記してください。保育の状況を感じることができるのは子どもと保護者しかいませんので，その保護者が必要と判断した場合には，京都市が検証を行う必要があります。

⇒　意見

34　基本事項（聚楽保育所）-障害児保育･配慮の必要な子どもの受入れについて

基本として，聚楽の状況は移管の話が持ち上がる 2015 年度以前の状態から参考にするべきです。すくなくとも，2019 年度の状況だけを聚楽保育所の状態とするのは間違っています。それを前提として，聚楽保育所がここ 5 年間で受け入れていた加配が必要な児童数，障害児の人数，障害の程度を把握していますか？そして，移管後の保育所に，配慮の必要な児童，障害児を同数以上，同程度受け入れを義務付けますか？

聚楽保育所では，昨年度まで車椅子のお子さんが通所していました。それ以前に

も筋ジストロフィーのお子さん，全盲のお子さんも通所されていました。このように大きなハンディがあるお子さんは今後も保育所に入所を希望されます。そのようなお子さんを受け入れることを移管後の保育所にも義務付けてください。

障害児保育は非常に重要で，市営保育所の 18%が障害児と言われており，現状でも民間の保育園には行き場のないお子さんが市営保育所に集中している状況です。そんな中で，市営の保育所を民営化するのであれば，その役割を引き継ぐのは当然です。市営保育所において，配慮の必要な児童が多くなりすぎて運営に苦労している状態で，市営の保育所を減らして，行き場をなくしたお子さんはどうしたらよいのですか？市営保育所で無限に受け入れるのでしょうか？必ず回答してください。

⇒　聚楽保育所が直近５年間で受け入れた障害児の状況は把握しております。障害児の受入れに当たっては，各保育所の定員や人員体制，障害の程度等によって，各保育所において総合的に判断する必要があり，市営であっても民間であっても変わりはなく，受入を義務付けることはできません。

本市としては，障害のある子どもの受入れについて，子どもにとって最も望ましいのは，障害の有無にかかわらず，子どもがそれぞれの地域で育っていけることであり，このような幼児教育・保育環境を実現することが本市の目指すべき方向性であると考えています。保育利用児童の９割以上が民間保育園を利用し，現に障害のある子どもの約８割を民間保育園が受け入れているという本市の状況に鑑みても，市営保育所でしか障害児を受け入れられないという認識，あるいは，その状況が将来にわたって継続することを前提とすべきではないと考えています。

問２について

1　全体的に市営保育所の役割が失われるこの損失を過小評価しているのではないかという印象を受けます。

⇒　意見

2　希望的観測や，根拠のない楽観で話を進めず，移管法人の機能不全やモラルハザード等の不測の事態が起こる場合まで想定して移管の枠組みを決めてほしいです。

⇒　意見

3　すでに移管した保育所で移管後起きた問題の事例をフィードバックした上で，ちゃんと対策してほしいです。

⇒　意見

4　何より，誰も義務や責任を負わないまま，子どもたちにしわ寄せが行くのは絶対に避けてほしいです。

⇒　意見

５　民間移管における児童館の扱い

今回の民間移管について，児童館の運用は民間委託であり，指定管理のではないという理解で正しいですか？

⇒　指定管理ではなく，業務の委託となりますが，事業を民間事業者に運営していただくという点においては変わりありません。

６　民間移管における児童館の移管の募集要項条件

説明会において，児童館の選定基準を指定管理と同様にしており，5/13 の指定管理者選定委員会にて選定する旨を話していましたが，これはここから１年先の指定管理のみの話です。児童館の民営化とは全く別件の話であり，さも地続きであるように話をするのは，話のすり替えです。まず，今回の指定管理者選定委員会が非公募であれ選定しているのは，来年１年間だけの法人でるということで正しいですね。確認になりますが，必ず回答してください。

⇒　５／１３の指定管理者選定委員会で審議していただいたのは，今年度に募集する指定管理先の募集要項です。この度の令和３年度のじゅらく児童館の受託者は，５／１３に審議した「京都市児童館指定管理者募集要項」に準じて募集を行うことを考えています。

次に，この指定管理者選定委員会を通じて決定される指定管理者と，令和３年度４月からじゅらく児童館を運営する法人が同一にできる根拠を示してください。

⇒　令和２年度末までの指定管理者が，令和３年度のじゅらく児童館の事業の児童館事業の受託者募集に応募することについては，令和２年度までの指定管理者自身が決定することであり，また，応募された場合にあっても受託者として選定されない可能性があるため，「同一にできる根拠」はありません。

さらに，令和３年度４月からじゅらく児童館を運営する法人の選定条件を示してください。これは，令和２年度４月から指定管理を受ける法人の選定条件とは別物になるはずです。単純に，指定管理と民間運営で委託される内容が異なるからです。特に，令和３年度４月からじゅらく児童館を運営する法人については，無期限かつ施設の譲渡を含む事業者により有益なものです。指定管理で５年ごとに公募によるチェックを受ける指定管理とは全くの別物であることは明白です。

⇒　令和３年度からじゅらく児童館を運営するに当たっての条件は，令和２年度末までの指定管理者を選定する際の条件に準じることを考えています。

指定管理とは，本市の建物において本市の事業を運営する際に用いるものであり，今回は，保育所の民間移管に伴い，本市の建物ではなくなるため，指定管理の方法によらず事業の受託者を募集するものです。

指定管理としての５年ごとの募集はなくなりますが，事業委託は１年間の委託

になるため，次年度の委託が適切であるかの判断は１年ごとに行っていきます。

令和２年度４月から指定管理によりじゅらく児童館を運営する法人は１年間のみであることを理由に非公募とすることが，指定管理者選定委員会の摘録にも記載されています。であれば，令和２年度４月から指定管理でじゅらく児童館を運営する法人は，令和３年度に児童館を運営する権利を有していません。このことは正しいですか？必ず回答してください。

⇒　「令和２年度４月から指定管理でじゅらく児童館を運営する法人」が，受託者としての選定を受けないまま当然に令和３年度以降にじゅらく児童館を運営する権利を有することはありません。

そして，令和３年度４月から民間として運営する法人については，その権利を獲得するための選定スケジュールを説明してください。児童館については，令和２年度に指定管理での１年間の運用，令和３年度からの民間への委託による運用と２回の移管先の変更が予定されています。ですので，２回の移管先選定が行われるはずです。現状，令和２年度で指定管理により選定する法人のことしか書かれていないようにしか読めません。令和２年度の指定管理による運営を１年間行う法人を選定するスケジュールと，令和３年度からの民間運営を行う法人を選定するスケジュールをそれぞれ日付入りで回答してください。日の特定が難しい場合は，何年度何月までの情報は必ず記載して回答をしてください。

⇒　令和２年度の指定管理者は，１２月末までに選定が行われます。また，令和３年度からの受託者の選定についても，保育所移管先法人等の選定と共に今年中に選定が行われます。

万が一，令和２年度４月から指定管理により委託された法人に令和３年度以降の児童館運営を任せようと考えているのであれば，そのことを５月１３日の指定管理者選定委員会でその委員全員が理解していること,令和３年度以降の児童館運営のことについて責任をとれることを確認して，制度上の根拠をつけて回答してください。摘録には令和３年度の民営化の選定に関係あることは一切記載がないことを付記しておきます。

⇒　「令和２年度４月から指定管理でじゅらく児童館を運営する法人」が，受託者としての選定を受けないまま当然に令和３年度以降にじゅらく児童館を運営する権利を有することはありません。

指定管理者選定委員会は，指定管理者を選定するものであり，じゅらく児童館の事業の受託者選定について審議する場ではないものと認識しております。

加えて，児童館運営を無期限で民間に移管するにあたり，令和２年度に指定管理として選定された法人に，令和３年度の児童館運営をさせるのは，非公募での選定となり，５年間の有期委託ですら必要とされている公募選定すら無視することになり，市の裁量を逸脱しています。令和２年度に指定管理として非公募で選定された法人と，令和３年度以降に民間として児童館を運営する法人は無関係であること･何の連続性もないこと･それぞれの委託に選定作業が必要であることを明言してく

ださい。必ず，回答してください。

⇒　「令和２年度に指定管理として選定された法人」が，受託者としての選定を受けないまま当然に令和３年度以降にじゅらく児童館を運営する権利を有することはありません。

7　民間移管後の委託費の用途について(1)

移管後の保育園運用について，弾力運用を禁止してください。現在の聚楽保育所の運営と同等の保育を実施するために必要な費用が委託費として，法人に支払われており，その費用は移管後の保育園のために使われなければおかしいです。そのため，法人の他の事業に費用を回すことができる弾力運用は禁止してください。

⇒　意見

8　民間移管後の委託費の用途について(2)

移管後の保育園運用において，委託費の８割を人件費として使用することを条件に追加してください。子どもたちが適切な保育を受けるには，保育士の士気，余裕が必須です。それを維持するために十分な人件費を確保するようにするためです。職員基準定数の条件だけでは，法人が経験の浅い若い保育士を集められた場合に不適切な運用が可能ですので条件としては認められません。

⇒　意見

9　児童館の運営規模について

児童館の学童クラブ登録規模は同程度を維持しますか？極端な規模の縮小も拡大も今の児童館の保育の質を低下させるものです。縮小も拡大もしないでください。今回の移管がなければ受けられるはずの地域の利益が制限されることのないようにしてください。拡大や縮小を許すのであれば，京都市の政策で地域住民の利益が制限される理由を説明してください。

⇒　令和３年度以降のじゅらく児童館の受託者には，これまでと同様に地域の実情や学童クラブ事業の利用ニーズに応じ運営を求めていきます。

<u>問３について</u>

1　児童館の利用者でもあるので，児童館の選定についても詳しく知りたいです。

⇒　意見

2　児童館の選定については，保育所の選定と完全に分けて考えることはできないのですか？

⇒　保育所と児童館を一体的に所有・運営していただくために，選定を分けることは考えておりません。

3　コストカットの為の移管と聞いていますが，市の保育士採用の公務員の人数や割合は具体的にどのように推移しているのですか。

⇒　市営保育所で勤務する保育士の人数は，28 年度：497 人，29 年度：454 人，30 年度：421 人と推移しています。

4　7 月 26 日に改定される募集要項（案）について

選定方法など，様々な問題がある募集要項（案）ですので，大幅な修正を京都市側が行う可能性が十分にあると考えています。大幅な変更（条件の変更，文言の 10%以上の変更など）が必要と判断された場合には，分かった時点でその内容を共有するとともに，7 月 8 日と同様に新しい内容の説明会を実施し，説明会から 3 週間以上を準備期間として確保して，第 2 回選定部会を開かないことを約束してください。今回のスケジューリング自体が適切であるとそちらが判断しているのであるから，全うな内容です。

第 2 回選定部会が開始されてから大幅な募集要項（案）の変更が発覚するのは保護者に対してあまりに不誠実です。そのような場合には，保護者の求めに応じて，第 2 回選定部会を中止･延期することを約束してください。

⇒　現時点において，第２回選定部会までに募集要項（案）の大幅な変更を行うことは考えておりません。

問１について

１　移管を進めている最中に，児童館，保育所どちらかで移管先として不適切とされることがあった場合，両方とも移管中止ですか。別々に運営者を探すのですか。

⇒　京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の決定後，引継ぎ・共同保育期間中のことを指すと思われますが，その期間にいずれかの施設で移管先として不適切とされることがあった場合，その状況を踏まえて，両方を移管中止とするのか，別々に運営者を探すのかは本市が判断して決定します。

「共通編」

２　6(1)「移管後の運営に係る基本事項（以下，基本事項）を順守いただけない場合は～審査の対象外とすることがある」とあるが，遵守とは「規則などに背かず守ること」なので，基本事項=遵守事項であれば「審査の対象外とする」と言い切るのが正しいのではないでしょうか。(4)でも同様に「議決が得られなかった場合･否決された場合」「事業者に選定することが著しく不適当と認められる事情が生じたとき」に「選定しないことがある」というのもおかしい。「著しく不適当と認められる事情」が抽象的すぎてわからない，また，誰がその程度を判断するのかが記載されていない。例えば，体罰や同僚へのわいせつ行為があった場合，体罰=教育やしつけに熱心だっただけ，同僚へのわいせつ=対象が成人女性なので児童に対しては問題ないとされてしまうと，審査の対象外となる法人なんてないのではないかと思います。判断基準と判断者の明記をしてください。

⇒　書類審査の実施前の段階で審査の対象外とするかどうかについては，【様式Ｃ】の全てのチェック欄にチェックが無い場合，本市の判断で対象外とします。

また，市会において，議決を得られなかった，あるいは否決された場合は，その理由により，本市としてその後の対応を検討していくことになります。

「保育所編」

３　3(1)(ア）移管前の対象者について園長･主任･クラス担任･調理予定者が各１名ずつとなっているが，産休･育休･介護離職･家族の転勤･退職など，引き継ぎ予定者が不在となるケースは多々あると考えられる。子どもへの影響を最小限に収めるための引き継ぎ保育なので，各１名以上とし，引き継ぎ担当者が引継ぎ中や移管後１年以内に不在となった時点で，「移管延長」あるいは「移管撤回」とするのが妥当だと思います。これが病院だったら，既定の看護師数が揃わなければ診療報酬とれません。引き継ぐ側が事前に必要な研修･引き継ぎを行うのは職業人として当然のこと，それすら行えない法人に移管先になる資格はないと考えます。配慮が必要な児童･障害児の受け入れもそうですが，これまで当該保育所が引き受けた実績のある保育内容を「行える」あるいは「既に行っている」法人しか，引き継げないと思います。まずは京都市の研修･国のキャリアアップ研修を受けたことを証明するところから

ではないでしようか。そうでなければ「熱意はあります」と口頭で説明されても納得できません。そもそも保育士自体が高度な専門職であり，特に子どもの安全･健康管理は熱意だけで行える甘いものではないことを認識すべきです。
⇒　意見

4　3(1)イ（イ）頻度が「必要な日数」となっているが，誰が判断するのか？
保護者･京都市･移管先法人の判断が違う場合はどうするのか？
⇒　必要な日数は，移管後の保育所の状況を見て，保護者や移管先法人の意見も聞いたうえで，最終的に本市が判断します。

5　「※本市職員が定期的に訪問し，保育の状況を確認します」とあるが，誰が訪問するのか？定期的にとはどのくらいの頻度か？何をどう確認するのか？確認してどうするのか？何も記載されていないのはどうしてですか？
⇒　幼保総合支援室の保育士資格を持つ課長が引継ぎ・共同保育終了後，実際に移管先法人等が保育している様子を見学することで，基本事項に沿った保育が提供できているか確認します。確認の頻度は，その保育園の状況によって異なります。なお，確認の結果は，直ちに移管先法人等に伝えています。上記内容は募集要項本文と同じ内容と考えております。

6　3(2)「児童への影響や保護者の意向を十分に踏まえて～三者協議会を開催」となっていますが，開催してどうするのですか。上記を踏まえて開催するのであれば，「合意するまで話し合うものとする」とか「解決に至らない場合には移管を撤回することもあります」くらいの記載が必要だと思います。
⇒　三者協議会を開催し，移管に当たっての課題等（引継ぎ及び共同保育の内容，移管後の保育所等の保育の内容，その他移管後の保育所等の運営に関し必要とすること）を協議することで，児童への影響や保護者の移行を十分に踏まえた移管となるよう取り組むこととしています。このため，合意及び解決できるよう取り組むべきだと考えますので，移管を撤回するといった記載は必要ないと考えます。

7　子どもの権利条約 12 条 1 に「自己の意見を形成する能力のある児童が，その児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」2 に「児童は特に自己に影響を及ぼすあらゆる司法上のおよび行政上の手続きにおいて～直接に又は代理人もしくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる」とあり，日本は締結国であるのに，なぜ京都市は児童の意見を聞いてくれないのですか？三者協議会は子どもと子供の健やかな成長のために開催されるのでしょう？だったら，子どもと子どもの代理人である保護者が選定部会に参加できることはもちろん，三者協議会への参加および日時の設定も「参加できる」日にしなければいけないという規則を明記するべきではないですか？移管先法人･京都

市職員の開催しやすい平日の 13～15 時開催では参加できません。

⇒　三者協議会の開催日時については，移管先法人等決定後，保護者，移管先法人等及び本市の三者において決めていくことになります。

　また，聚楽保育所の移管に係る選定部会についても，保護者の方が比較的傍聴しやすい１９時に開催することとしており，御指摘は当てはまらないものと考えます。

８　4 移管後の運営に係る基本事項の「違反」「重大な違反」とは何ですか？些細であっても，保護者からの指摘があり，京都市が指導･助言を行っても改善しなかった場合は「相当の損害賠償請求を行ったうえで，移管を撤回する」とするのが妥当ではないですか？基本事項の遵守が努力義務程度なら何の拘束力も持ちませんし，保護者の意向どころか京都市の意向すら無視した移管は「保育サービスの多様性」「選択の自由の幅を広げる」という体裁すら保てません。

⇒　申請資格を偽る，重大な事件・事故を起こす等，社会通念上著しく不適当と考える事情があった場合に，当該事情において本市が判断します。現在の基本事項の記載で妥当であると考えております。

別紙 2

９　評価基準があいまいなのはなぜか？

　例えば運営実績 2-4 における重大事故があったとして，保育士が円滑に救命措置～搬送はしたけど重大な後遺症が残って，管理職が状況説明で嘘をついた場合，何点？現場では円滑に救命措置ができたから 2 点？重大事故の上，嘘までついている（後の予防策につなげられない）から 0 点？混在しているから 1 点？

⇒　上記の事例においても，選定委員が適切に判断できる評価基準を設けています。

　2-14 示されている法令･規範･倫理の内容に問題がある場合はどうなるか？

　例えば社則として「休職の理由に関わらず，3 か月以内に復職できない場合は自己都合退職とする」という場合，労災･傷病休暇･介護休暇→退職ってひどい職場だと思いますが，「明文化され，周知されている」から 2 点になるのですか？内容の検討も必要では？

⇒　遵守すべき法令等については，それぞれの法令等に応じて所管する官公署に届出がなされるべきものであり，内容については，確認されているものと考えております。

　3-17 産休明け保育は「行われている」「行われていない」の 2 択のはずなのに，中間点があるのはなぜですか？

⇒　評価基準に関わることなので回答できません。

　3-18 アレルギーや宗教上の理由で食べられない内容がある場合，除去するだけの対応でもよいのか？代わりの献立が用意されてないと金銭面でも栄養面でも不公平な気がします。

⇒　評価基準に関わることなので回答できません。

3-19 非正規職員の割合がどの程度だと１点・0 点なのかが示されていないのはなぜですか？

⇒　評価基準に関わることなので回答できません。

3-20 勤続年数には休職期間やパート期間も含まれるのですか？ベテラン･中堅･若手の基準はそれぞれ何年と捉えているのでしょうか？法人との共通認識が必要だと思います。

⇒　評価基準に関わることなので回答できません。

事業計画 6-45 習い事･特定の教育法･宗教など，対象者によってプラス･マイナスの判断が分かれるものについても，「保護者の要望･社会的ニーズ」で「積極的な提案」であれば 2 点になるのでしょうか？

⇒　審査項目「４５－１」は，移管対象保育所の状況，保護者の要望，社会的ニーズを踏まえ，特に評価できる内容が示されているか，審査項目「４５－２」は，「当該保育所の保育を引き継ぐに当たって積極的な提案が行われているか」，審査項目「４５－３」は「様式１～４４及び４５－１，２以外に時に評価できる内容が示されているか」によって評価するものとしており，内容によって，いずれかの項目で評価されることになります。

実地審査

10　審査日を告知せずに（抜き打ちで）行わないと，その園の通常の保育が見えないと思います。また，1-5 配慮を要する子供に関して，受け入れをしていなければ減点をするくらいでないとバランスが取れないと思いますがどうでしょうか？そもそも認可園である以上，配慮が必要な子どもの受け入れの必要性を知っていながら行っていないのですから，0 点ではおかしいです。

⇒　審査日については，多人数での訪問となり，各保育所の保育の状況（行事等）もあることから，事前に調整することになります。配慮を要する子どもの受入れについては，利用調整の結果，希望があって初めて受け入れるものであり，必要性を認識していても受け入れが無い場合もあることから，該当者がいないことをもって直ちに減点するということは考えておりません。

4 開かれた運営

11　園庭解放や遊びの広場など，聚楽保育所と比較して多いか少ないかの充実度で評価すべきではないか？ほぼ毎日行っているじゅらく保育所と，月 1～2 回しか行っていない保育所が「実施している」という理由で，同等の点数ではおかしい。月何回以上，あるいは当該保育所での実施数の何割という形で評価されるべき。

⇒　保育園の地域開放や地域コミュニティーへの働きかけについては，実際の取組内容が重要であり，回数で評価すべきものではないと考えています。

別紙４基本事項

乳児保育

12　産休明け保育の実施だけでなく，担当者は産休明け保育の経験者(主担任)であることを明記すべきではないですか？

⇒　丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで，乳児の保育を引き継ぐことができると考えており，必ずしも産休明け保育の経験者である必要はないものと考えています。

費用負担

13　三者協議会で合意したうえで実施するべきではないか？

⇒　当分の間は，三者協議会において保育の内容の継続性及び基本事項の変更等について調整するとともに，三者協議会の決定事項については遵守することとしており，三者協議会で保護者が反対される状況において，費用負担の変更を行うことはありません。

引き継ぎ･共同保育

14　なぜ努力義務どまりなのか？一番重要な保育内容の引き継ぎなのだから，義務･責任の表現を入れるべきではないか？

⇒　「市が指定する引継ぎ・共同保育期間において，市が指定する職員（保育士，アレルギー除去食の知識･経験のある調理員）を配置すること」と規定しており，義務付けております。

15　保護者会活動について「通常の保育所の運営に支障がないと認められる範囲」とは具体的にどの程度か？保育士に残業をさせないために，保護者会活動は保育時間内でとなると，19 時にお迎えにくる保護者は参加できなくなる。「現状の活動に準ずる範囲」にするべきではないですか？

⇒　保護者会が施設の利用を希望する日時，場所において，保育所として保育や行事等に利用する場合を想定しています。基本的には現在も保育所の開所時間である１９時までの間において，保育所の運営に支障がないと認められる範囲で利用を認め，例外的に職員研修や会議等，保育室が利用できない時を除き２１時までの利用を認めているものであり，個別に判断するものであると考えます。

<u>問２について</u>

１　基本事項が努力義務ばかり。こんなあいまいな内容に対して重大な違反が起きるわけがない。もっと拘束力をもつ内容規定にするべき。

⇒　意見

２　子ども･保護者が選定委員として参加できないのはどうしてか？

意見交換も 30 分と事前に決められているなど，スケジュールありきの移管でどうやって十分な議論が交わされたと言えるのか？三者協議会もそうですが，移管後にどんなトラブルが起こったのかを，保護者や選定委員に報告することなく進めていく姿勢は，京都市による保育の切り捨てにしか映りません。事後のチェック機能がなく，「規則がないし，今後の予定もない」との答弁も京都市の無責任さを暴露していると感じました。

保護者の疑問や不安を解消してからでは遅いのですか？まず移管先候補に名乗りを上げた法人に対し，研修の参加や保育全般への指導を行い，自園での保育サービス向上の成功を確認してから，移管先法人の募集を行うのが本来のやり方だと思います。

⇒　当該保育所の保護者を選定委員とすることについては，審査の公平性，中立性の観点から，委嘱することはできません。そのため，市民公募委員として，「お子さんが保育園（所）又は認定こども園（保育認定）のいずれかを利用している保護者の方」を選定部会の委員として委嘱しており，保育園（所）の保護者の意見を適切に反映できるものと考えているからです。また，意見交換については，これまでの移管保育所の保護者との意見聴取・意見交換の時間との公平性から，同時間の３０分（最長４０分）と設定しているものです。

<u>問３について</u>

１　保護者が選定委員に加われないのはどうしてですか？応募法人の名前さえ伏せておけば問題ないはず。

⇒　問２の２のとおりです。

２　保護者会･民間移管対策委員会に対し，京都市職員から「まだ解散していないのか」と再三にわたって解散をほのめかされているという噂を聞き，子どもと保護者に対して嫌がらせとしての移管が行われるのではないかという不安を感じています。選定部会の委員の方たちも京都市主催のイベントに出席されている方が多く，京都市に忖度した決定を行う気がしてなりません。

京都市職員の方の本来の職務は市民サービスの向上，特に子育て支援担当のはずです。移管推進はあなたの「業務」かもしれませんが，その業務が結果として子育てを阻害するものであるなら背任行為に他ならないと考えます。担当者として誤りを見つけたのなら速やかに中止することも正当な業務のはずです。実際，昨年は京都市の出生数は-400 人でした。子育て支援が充実していて，保育所による女性の就労支援もあれば，京都府内で勤務先が最も多い京都市→最も子育て･就労世代の人が住む町(勤務地と自宅は近い方が生活の効率が良いし，子育ての融通を効かせることができます)→子育て世代増加となるはずなのに，減少しています。政策失敗に他なりません。自覚すべきです。

どんどん産めと京都市は言うのに，障害児･配慮が必要な子は民間園が拒否→個

人で責任とれよ！とされるのであれば，誰だって慎重になります。私の周囲には「預かってくれるならどこでもいい」なんて保護者はいません。皆，できるだけ良い保育環境を！と考えています。虐待のニュースが絶えない中で，素晴らしいことだと思いませんか？それなのに，なぜ京都市は保護者の愛情に冷水をぶっかけるような事ばかり言ったり･したりするのですか？聚楽だけが特別ではありません。聚楽が民間園で，運営法人が変わるとなっていれば，私たちは今回同様に「今の保育を残して」と活動していたと思います。強いて言うなら，どこの保育所でも障害があってち，配慮が必要な子であっても，保育必要性があると認められれば必ず保育してもらえる…そうなった時が，聚楽が役目を終えて民間に移管される時ではないかと思いますし，その時には誰も反対しないと思います。現状では， 20 か所以上見学を申し込んだのに，電話で断られる…なんてことが普通に行われている以上，聚楽を移管できる法人なんてあるのかな？と疑問に思います。熱意のある保育士さんがいることと，その法人の方針は違います。「良い保育所もある」のはもちろんですが，これまでの議論を聞いていると，赤点の学生をどうしたら及第点に達せられるかの攻防にしか見えませんでした。 受入数･障害の程度は壬生保育所をベースにそれより重度の受入数が多い=充実している，少ないあるいは軽度のみ受け入れ=力不足，受け入れなし=資格なしと判断すべきではないですか？

選定委員の方々も，それぞれが専門性の肩書をしょって出ているんです。僅かなお金かもしれませんが，開催の度に支払われるお金は私たちの税金です。自分の子どもの保育が切り捨てられようとしているのに，なぜそのための会議にお金を支払わなくてはいけないのか。京都市の提出した都合の良い資料を鵜呑みにするようなことはないと信じたいですが，これまでの 2 年前の資料は呼んでいただけているのでしょうか？全国で起きている移管後の保育園問題は把握されていますか？第 1 回の選定部会で全く触れられていなかったことに大きな違和感を感じました。7/8 に聚楽保育所で行われた説明会に誰も来て下さらなかったのもどうしてですか？直接のやりとりはできなくても，保護者の思いを知ろうという気にはなれなかったのでしょうか？名称が選定委員なのですから，京都市に忖度する内容ではなく子どもと保護者の目線で議論を行ってください。京都市は育児サービス向上の一環とも説明しているのですから，向上が前提，現状維持が最低ラインでないと辻棲が合わないです。

解決策を見つけない限り，私たちは今もこれからも不安を抱えて生活していかないといけません。選定部会の 2 時間座っているだけが仕事ではありません。選定部会以外の時間でも，何かできることはないか？より良い移管を進めるための提案を考えるのは当然の責任だと思います。当事者である私たちは最初からはじき出されているのはご存じだと思いますし，私たちの代わりに選定するくらいの意志で臨んでいただきたいです。

⇒　意見

選定部会委員･京都市職員の方へ

1　今回のアンケートそのものに対する疑問点

2 年前の選定部会，6 月の第 1 回選定部会後にアンケートを毎回記載しているのですが，その回答および改善策について 1 度も回答をいただいたことがありません。記載方式のアンケートと言うのはかなり手間で，回答率･精度が落ちる傾向があることは有識者の皆さんならご存知のことと思います。それでも集めているアンケートなのに，全く生かされていないというのは，①回収後，捨てている　②事務手続き上，まとめているが発表していない　③選定委員の怠慢　いずれでしょうか？こんな一方通行の思いで，7/26 の「意見交換」が成立するのか不明です。「一方的な聴取」で保護者の理解は得た･意向を踏まえてなどと言われてはたまったものではありません。

⇒　選定部会を傍聴された方にお配りしている意見票については，議論の参考とするためにいただいているものであり，一つひとつの意見に回答するなどの運用はしておりませんが，選定部会委員に写しをお渡しし，内容を確認いただいております。なお，次回からその旨を意見票に記載することとします。

また，今回のアンケートの結果については，選定部会の資料とします。

2　回答率について考えるところがあります。

この 3 月に再公募の話を当時の保護者会長からされてから 5 月までの間に，保護者間で「京都市に逆らうとひどい目に遭うらしい」という内容の話が，クラス内だけでなく，あらゆる所で盛んに飛び交っていました。以下は一例です。

・　京都市の職員から「民間移管対策委員会は解散していないのか？今は誰がいるのか？」と何度も解散を示唆されたり，メンバーの確認を受けている
・　反対意見や意向を伝えたために，移管全日に京都市の職員が保育所にやってきて，保育所内の飾りや掲示物をビリビリっと破り捨てられ，絵本などの備品も全て撤収された
・　移管に反対したために保育士の質を下げられ，移管後に落差が出ないように誘導されている
・　京都市の機嫌を損ねると京都市の持ち物である保育所は閉鎖され，他の保育所にも入れてもらえない。保護者全体に対して訴訟を起こされる可能性もある。
・　小学校に上がってからも，公立の学校も同じ京都市の運営だから，教員や成績（内申点？）で，どんなことをされるか分からない

こんな事を「京都市の職員が言ってた」「移管した園のお母さんから聞いた」と言われては，保護者は自分の意見を伝えられますか？家族の生活を維持するために「意見はない」と〇をつけるしかなかった保護者だって多くいると思います。今回のアンケートも所長･副所長さんに手渡しでとなっていますが，無記名で封筒に入れていても，所長･副所長さんが受け取った直後に封筒に名前を記載していたら…と思うと，強く意見なんて言えません。

保護者会が発行している保護者会たより 14 号の中でも「京都市との信頼関係が崩れている中で」と記載されており，私は信頼関係が崩れていると感じたことも発言したこともなかったのに，村上課長が発言していたと聞いて悲しいと感じるとともに，そんな人が中心となって取るアンケートに回答して本当に大丈夫なのかなと不安に思いました。

火のない所に煙は立たぬと言います。犯人捜しをするつもりはありませんが，何らかの形で働きかけを行った職員や選定委員の方があったと考えるのが順当かと思います。7/8 の説明会でしきりに「保護者の方は心配し過ぎなんですよ～」と，こちらが過剰反応を示しているという発言がきかれましたが，上記を踏まえ「どのような意見を出しても不利な扱いを受けることがない」ことを確約してください。移管後も，不利な扱いを受けていると保護者が感じたときはどう対応するのか示してもらえないと腹を割って話をするなんて机上の空論以下です。アンケートの回答の件，移管後に不利な扱いを受けないための件で，京都市･選定委員 からの速やかな対策の立案･回答をお願いします。

⇒　様々な噂について記載いただいていますが，全て事実無根です。

問１について

（１）共通編について

１　申請資格に認可幼稚園運営法人があるのは何故か。認可幼稚園のみ運営している法人は，０，１，２歳児の保育経験がない。そのような法人が移管先法人候補になり得る点は大きな疑問であり，保護者としては大きな不安である。認可保育園を申請資格に加えた理由をしっかりと説明して欲しい。また，上記の理由から認可保育園を申請資格から削除してもらいたい。下手をすれば取り返しのつかない事故につながるのではという危惧をもっている。

⇒　京都市内において，認可保育所，認定こども園又は認可幼稚園を運営している者については，京都市の保育を引き継ぐ能力があると判断しており，移管後の運営に係る基本事項の内容が遵守できるのであれば，申請資格として問題はないと考えています。また，これまでに乳児保育経験の無い法人に民間移管した実績があり，丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで，乳児の保育を引き継ぐことができると考えられることから，認可幼稚園を申請資格としています。

２　今回の移管はじゅらく児童館がセットになっている。申請資格に児童館の運営経験が問われないのは何故か。この点について，京都市が７月６日にじゅらく児童館で開催した説明会では，指定管理者選定の条件に児童館運営経験を問うていないためと説明があった。指定管理者制度での運営をしなくなる，すなわち公設民営から民設民営とする以上，指定管理者選定手続きと同じ仕組みで良いはずがない。聚楽保育所とじゅらく児童館の運営が可能な法人を選定するために必要な要項を作成するべきではないのか。繰り返すが指定管理者の選定と児童館受託者の選定とは次元が異なる。指定管理者制度の場合，運営法人に重大な問題があれば，指定管理者を代えることが出来る。しかし今回の児童館受託者については委託が１年更新であるとはいえ，受託者の変更は困難であろう（建物他設備が京都市の物ではなくなっているのであるから）。今回の移管話は，聚楽保育所の移管からスタートしており，応募する法人は，保育所が欲しくて手を上げる訳で，児童館及び児童館の重要な機能である学童保育について，二の次にされる危険性がある。そうならないためにも申請資格に児童館運営経験を加えなければ公正な移管ができないと思うがどうか。

⇒　京都市における児童館は，公設・民設の違いはありますが，何れも民間事業者に運営していただいています。

　同様の利用料金を徴収し，同様のサービスを提供していただいており，事業運営面における差異は基本的にないことから，京都市児童館指定管理者募集要項を準用することとしています。

３　上記２と関わる問題だが，児童館については書面審査のみで実地審査が課されていない。これは何故か。全体として，児童館がおざなりにされている感が否めない。

この点については，７月６日に児童館で開催された説明会の折にも，質問として出されていた。学童クラブ保護者に対してもしっかりと説明してほしい。

⇒　京都市児童館指定管理者募集要項を準用することとしていますが，先日の選定部会での意見を踏まえ，指定管理者選定委員の意見も聞いていきたいと考えています。

４　候補者の選定方法について募集要項（案）では「「２保育所編」及び「３児童館編」に記載のとおり，市営保育所移管先選定部会において審査を行い，・・・」（P.9)とある。市営保育所の選定委員の方は，児童館の審査委員として適当なのか。また，どのように審査するのかを説明願いたい。その時に「総合的に審査します」というような曖昧な言葉でごまかさず，しっかりとした審査基準を示してもらいたい。今の申請資格だと児童館運営経験がある法人，ない法人のどちらもが応募できる。仮に保育所の運営はイマイチだが，児童館運営経験が有るという理由で加点されるという事態や，その逆があってはならない。

⇒　先日の選定部会での意見を踏まえ，指定管理者選定委員の意見も聞いていきたいと考えています。

（２）保育所編について

保育所編については，特に「移管後の運営にかかる基本事項（聚楽保育所)」に絞って質問させていただく。これは他の部分に疑問がないという訳ではなく，限られた時間で質問をまとめるためやむを得ずそうするのであることをご理解いただきたい。

１　基本事項ついては「当分の間」遵守する事項とされている。しかしながら項目の中にあっては「当分の間」が経過したあとでも遵守して頂かないと困る点がある。例えば，開所時間について「月曜日から土曜日７時００分～１９時００分」など。聚楽保育所に子どもを預けている保護者は就業の関係上，７時から保育をしてもらわないと困るという人が多く存在する。聚楽保育所周辺の民間保育園で７時から保育をしていただける園は限られており，開所時間が短くなることはあってはならない。

⇒　意見

２　定員と運営について，認定こども園での運営を認めている。保育所と認定こども園では性格が大きく異なる。認定こども園は，園と保護者との個別契約に基づくものであるため，京都市の責任が認可保育所よりも後退することになる。こうしたあり方は，移管を実施する京都市の責任という点からしても不適当と考えるがいかがか。

⇒　認定こども園として運営することで，１号認定の子どもを受け入れることができ，保育所を利用している児童の保護者が離職する等，保育の要件を満たさなく

なった場合であっても，１号枠に振り替えることにより，退所することなく保育を継続することができる等，利用者にとってのメリットが大きいことから，認定こども園としての運営を認めることとしているものです。保育の内容の決定については，保育所であっても，認定こども園であっても最終的には法人が決定するものでありますが，これまで市内で認定こども園に移行した保育園において，２号・３号認定の児童に対して保育内容を変更した事実は聞いておりません。

３　費用負担については，三者協議会での協議の上で実施するとある。「協議の上」とは保護者の同意という意味なのか。三者協議会の場において園から議題として提出すれば，認められてしまうのか。前者の場合であっても，限られた数の三者協議会参加保護者に過重な負担を強いることになるので，保護者会の同意を要件とするべきではないか。

⇒　当分の間は，三者協議会において保育の内容の継続性及び基本事項の変更等について調整することとしています。保育園から議題と挙げられたからといって，三者協議会で保護者の反対がある状況において，費用負担の変更を行うことはありません。

４　施設長の要件について，「社会福祉事業の経験１５年以上（うち認可保育所経験３年以上)」「認可保育所での保育経験１２年以上」「社会福祉事業の経験１０年以上（うち認可保育所施設長３年以上)」とあるが，全てにおいてその中身が曖昧である。例えば社会福祉事業の経験とは，具体的に如何なる経験なのか，また如何なる仕事をさしているのか。今の要件では，アルバイト，パート，臨時職員など全てを含み込んでしまう。認可保育所での保育経験についても，保育助手として携わったのと正規保育士として保育経験があるのとでは経験，質の面で大きな隔たりがある。社会福祉事業についても同様である。

また，１５年，１２年，１０年という経験年数の設定は，何を根拠に示した数字ですか。平成２９年度版の厚生労働白書によると，民間園園長の平均勤続年数は２４年となっており，主任保育士においても平均勤続年数は２１年となっている。基本事項に示された数字は，これら数字とは大きな隔たりがあり，施設長となるには経験が不足すると考えます。国が示した指針や市営保育所長の経験年数などを加味し，根拠有る数字を示してください。少なくとも今提示されている年数では不安がある。

⇒　社会福祉事業の経験とは，福祉に関する相談援助の業務を想定しており，雇用形態等についての区別はしておりません。

次に，認可保育所（認定こども園を含む）で保育を実施している期間が１２年以上であれは，その内容については問いません。

これまで実施してきた民間移管の状況から，基本事項に定める施設長の要件を満たせば，施設長として十分に業務に従事できるものと考えております。

5　保育士の要件についても上記４と同じ事がいえる。経験１０年以上，７年以上というのは，何を根拠に示した年数なのか。

乳児保育経験の「経験」とは如何なる資格での「経験」をさしていますか。

「保育士等として経験５年以上の保育士を１／３以上」とある。仮に必要な保育士が１５人だったとして，法人での経験７人以上が３人（内一人が乳児保育経験者），経験５年以上で乳児保育経験在る人が２人であった場合，経験５年以上が５人となり，経験５年以上１／３以上とする要件を満たす。すると残り１０人は新卒採用の保育士でも良いことになる。これではあまりに経験不足といわねばならない。

保育士不足が叫ばれる昨今，新規に保育士を集めようとなれば新卒者の割合が多くならざるを得ない。子どもを預ける側として，全保育士の２／３が新卒者になりかねないような要件は認められない。経験年数については，引き上げをしていただきたい。その年数についてもしっかりとした根拠に基づくものでなければならない。

⇒　保育士等としての経験を指しており，乳児保育経験について，経験年数は問うておらず，乳児保育に携わった者であれば，経験のある者になります。

引継ぎ・共同保育として，前年度から保育士に従事いただくとともに，移管年度は市の職員が最長１年間残ることから，基本事項に定める条件の保育士配置であっても，引き継ぐことが可能であると考えております。

（３）児童館編について

1　児童館編については，共通編の質問事項１及び２につきる。

指定管理者選定の要項をそのまま付けただけというのはどういうことか。指定管理者選定と同様の手続きをとればよいと考える根拠は何か。指定管理者制度下の児童館はあくまで公設である。しかし，今般の移管では，民設民営になるのであって，児童館の設置のあり方自体が大きく変わる。それにも関わらず指定管理者選定と同じ条件を示せば良いとは到底思えない。「児童館編」p.2 の「３　じゅらく児童館の運営に係る基本事項」において，「事業者の選定の取り消しや委託契約の解除を行う場合があります」とあるが，民設民営となった後に重大な過失や問題が生じた時に，どのようにして事業者選定の取り消しや委託契約の解除をするのか。そうした場合，児童館，学童クラブの運営はどうなるのか。建物は譲渡が済んでおり，容易に委託解除はできない。それならば，最初の法人選定にしっかりとした要項を作成する必要がある。

そして申請資格として，認可保育所等の運営だけではなく，児童館運営者であることを明記しなければならない。保育所と児童館，どちらかが付属物として捉えられるような移管には反対であり，保育所と児童館が同時に移管する今回用の募集要項を作成しなければ納得できない。

⇒　京都市における児童館は，公設・民設の違いはありますが，何れも民間事業者に運営していただいています。

同様の利用料金を徴収し，同様のサービスを提供していただいており，事業運営面における差異は基本的にないことから，京都市児童館指定管理者募集要項を準用することとしています。

過誤が生じた場合には，公設・民設に関わらず，所管行政庁として，その施設や法人への監査を経て必要な改善を求めます。やむを得ず契約を取り消す場合には，一時的に児童館機能が失われる可能性がありますが，地域の実情や利用ニーズ等を勘案し，本市として同機能の復元を図っていきます。

２　上記１の理由からして，「３　児童館編」については市営保育所移管先選定部会での審議対象外であるという説明は到底承服できない。今回用の募集要項全般について審議して頂かなければ困る。

⇒　意見

３　また，内容についても疑問がある。児童館編１ページ目に（１）候補者の選定方法について記されているが，このうち「イ」や「エ」は，共通編に示されている申請資格と合致するものなのか。

⇒　齟齬がでないように作成しています。

共通編の申請資格を満たした者が選定の対象となり，選定は，保育所編・児童館編に記載する方法で行います。

４　同じく内容について。３ページ目開館時間について，「午前１０時から午後６時３０分まで。ただし， 土曜日及び小学校長期休業中は，午前８時から午後６時３０分まで」となっているが，現在じゅらく児童館学童クラブでは，例えば土曜日や日曜日に休日参観や運動会などがあり，翌月曜日が振替休日になっている場合，午前８時から午後６時３０分まで学童で預かってもらっている。これは，就労している家庭にとっては，極めて重要である。本要項でこの部分が示されていないのは大いに問題であり，不安。現状をどれだけ把握しているのか。

⇒　児童館の運営の状況は，毎月の月報で確認しております。受託法人には，これまでの運営と事業の利用ニーズ踏まえた運営を求めていきます。

５　学童クラブ保護者への周知や説明が不足しています。学童クラブ保護者からすれば，児童館運営のない法人が選定されかねない話が何故出てきたのか。何故，保育所の移管に学童が巻き込まれなければならないのかが理解出来ない。

⇒　意見

<u>問２について</u>

１　移管に関する保護者意見を述べる機会を得たことについては，感謝いたしますが，

今後募集要項に変更があった場合において，再度保護者意見を聴取してほしい。また，現在，聚楽保育所に在所している子どもたちにも意見を聞いて欲しい。

⇒　募集要項の変更については，変更点を保護者に紙面でお伝えしますが，保護者意見を聴取することは考えておりません。また，子どもの意見は保護者を通じてお聴きしているものと認識しており，聚楽保育所に在所している子どもに意見を聞く予定はありません。

２　平成２８年度聚楽保育所移管先法人の応募の結果を受け，今回の移管先募集になった訳だが，前回募集との大きな違いとして，じゅらく児童館の移管がセットになっている点がある。じゅらく児童館を公設民営方式から民設民営にする根拠および聚楽保育所運営法人がじゅらく児童館を運営しなければならない理由と根拠は何か。

⇒　施設の老朽化及び今後の大規模改修又は建替え時に別法人が運営する児童館と合築であることが障壁となることが平成２８年度に応募のなかった大きな理由の一つであることから，これらの課題を解決するため，京都市聚楽保育所との合築である京都市じゅらく児童館について，保育所と併せて運営することとし，民間移管後，移管先法人から園舎の建替え又は修繕に関し，「京都市保育所緊急整備等事業に関する整備費等補助金交付要綱」（保育所）及び「京都市社会福祉施設勧奨補助金交付規則」（児童館）に基づく補助を希望する申出があった場合，市会の議決を得たうえで，移管翌々年度以降かつ申出日の属する年度の翌年以降に，予算の範囲内において補助金を交付することとしたものです。

　じゅらく児童館を聚楽保育所と併せて建替え又は修繕するためには，公設民営から民設民営に移行する必要があることから，今回，聚楽保育所の民間移管と併せて設置主体を変更するものです。

３　平成２６年度以降，市営保育所の民間移管が継続的に実施されてきている。来年度完全移管の崇仁保育所を合わせ１０園の移管に目途がついたことになる。１０園の移管が終了し，民間移管の政策的振り返りはどのようになっているか。京都市全体の保育に与えたメリット，デメリットを示した上で，この上移管を継続しなければならないとする理由，根拠は何か示してほしい。

４　上記３と関連して，「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改訂版）」に基づき，５園の移管が完了した。「改訂版」において民間移管の理由として京都市財政の問題があった。５園の移管終了により，財政の健全化がどの程度進んだのか。明確な説明をしてほしい。財政健全化に大きな影響を与えていない，或いは新たな財政健全化策が必要であるという場合，全市的な問題となるはずである。民間移管のそもそもの見直しをすべきなのではないか。

⇒　上記３及び４を併せて御意見に回答します。

本市としては，「公」で行う施策であるからこそ，「最小の経費で最大の効果を得るための徹底した効率化を図る」だけではなく，社会経済情勢を踏まえ，民に委ねるべきは委ね，「公」はその実施責任を側面から果たしていくといった新たな仕組みづくりを進める等，不断の点検と検証が必要である，との考え方に立っております。

また，公営保育所の取組の中で裾野を広げていくべきものや，民間の活力をいかして多様な保育ニーズに応えていくことができるものについては，民間保育園にて実施されるべきものと考えています。

さらに，民間移管を進めることで，保育所整備のみならず，病児・病後児保育事業者一時預かり事業の拡充等，本市の保育サービス全体の充実が図られているものと認識しており，こうしたことから，本市としては，公営保育所の民間移管を着実に進めていきます。

次に，民間移管によるメリットの一つとして本市の財政効果があり，上記で回答したとおり，多様化する保育ニーズに対応するため，保育所整備のみならず，病児・病後児保育事業や一時預かり事業の拡充等，保育サービス全体の充実を図ることができます。

また，民間移管により，公営では実施が困難な園舎の迅速な修繕・改修，園庭の整備，新たな行事の実施など，法人の創意工夫により運営が良くなったと保護者から評価されている取組もあり，保護者にとってのメリットもあると考えています。

デメリットとしては，保育士が半数以上代わることにより，利用されている子どもや保護者への影響が少なからず生じるかもしれませんので，利用児童等への影響が最小限となるよう，三者協議会を設置し，保護者の意見を踏まえながら保育所運営を進めていただくこととしています。

なお，保護者アンケートでは，移管当初お迎え時における担任の保護者への声かけについて，市営の時と違いを感じるという意見が多くあります。

問１について

１　保育士の乳児保育経験年数が記載されていない事（１日でも経験ありなのか？年度単位にしてほしい）
⇒　経験年数は問うておらず，乳児保育に携わった者であれば，経験のある者になります。

２　施設長の社会福祉事業とは具体的に何のことをさすのか。
⇒　福祉に関する相談援助の業務を想定しています。

３　保育園として５年以上の運営をしていると要綱に入れられないのか。
⇒　京都市内において，認可保育所，認定こども園又は認可幼稚園を運営している者については，京都市の保育を引き継ぐ能力があると判断しており，「移管後の運営に係る基本事項」の内容が遵守できるのであれば，申請資格として経験年数を問う必要はないと考えています。

４　移管後３年以内に第三者評価を受ける事とあるが，５年以上受けていない聚楽保育所と移管後の園をどのように評価するのか。
⇒　第三者評価における評価項目及び評価基準が平成２９年度以降，変更されており，変更前と変更後の単純な比較はできません。なお，聚楽保育所における第三者評価の受審は，今後，検討していきます。

問２
１　第１回選定部会でもあったように，保育がもう１つでも学童保育をしていたら点数が高いと保育が良くても学童保育をしていない保育園は選ばれないのか。
⇒　今後，選定部会において議論していくことになります。

２　例えば，今現在幼稚園しかしていない福祉事業者（保育園も学童も未）な園が選ばれる可能性はありますか。
⇒　可能性としては，あります。

問３
１　学童保育など学童に関する専門家が選定部会委員にいないのに学童や児童館についても選定される事が不安です。学童期になれば，いじめや暴力，職員への暴力などでも児相の介入があるなど乳児・幼児とは違う発達段階のトラブルを少ない職員で管理しないといけないのにこの委員で大丈夫でしょうか。
⇒　問題なく運営することができる法人を京都市児童館指定管理者募集要項に準じて選定していくことを考えております。

問１について

１　今まで市営保育所が任ってきたセーフティ機能が働くか見えない。
⇒　意見

２　乳児保育の経験がなくても大丈夫か？運営年数が低くても可能なのは不安。
⇒　これまでに乳児保育経験の無い法人に民間移管した実績があり，丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで，乳児の保育を引き継ぐことができると考えています。

３　障害児保育も同じ。
⇒　意見

４　重度の障害児の市営と民間の受け入れ実績（現状）を教えてください。
⇒　平成３０年度実績で次のとおりです。

| | 受入園数 | | 障害児数 | | うち重度障害児数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総園数 | 在園数 | 入所児数 | 障害児数 | 在園数 | 障害児数 |
| 市営 | １７ | １７ | １，７８９ | ３３９ | ９ | １１ |
| 民間 | ２６３ | ２２８ | ２８，９７８ | １，５０２ | ３６ | ４７ |

５　児童館そのままでいいですか？
⇒　児童館編については，京都市児童館指定管理者募集要項に準じて選定を行っていくことを考えております。

問２について

１　新人の先生が多くなる可能性がある（先日の質問より）。本園と同じ割合とする記載をしてほしい。
⇒　意見

２　運営実績が１０年以上など年数を設けてほしい。
⇒　意見

３　誰でも手をあげられるようになっている。
⇒　意見

問３について

１　ISO9001 の 2015 の認証をうけることが出来る団体にしてほしい。

⇒　意見

2　アンケートをもう一度お願いしたい。返事を頂きっぱなしにしたくない。
⇒　選定部会における募集要項策定のスケジュールと並行することから，策定後になる可能性もありますが，回答に対する意見がある場合，所長通じてお伺いします。

3　遊びをしっかりしてほしい。
⇒　意見

4　保育士の待遇をよくしてほしい
⇒　意見

問１について

１　現保育所で，経験豊富な保育士さんの保育を見てきた親からすると，基本事項に書かれている施設長，保育士の要件は不安を感じます。０歳から入る子どもにとっては，保育所で過ごす長い時間の中で，人間性を育てていきます。『就学までを見通した保育をすること』と定義で定めている中，保育士経験数は重要な判断基準になるのでははいでしょか？（障害や虐待の早期発見，発達・家庭環境に応じた対応など経験を重ねることで培っていくと思います。）

経験豊富な保育士から，親も学ぶことがあり，別れ際泣いていても，安心して『行ってきます』と保育士に委ねて出勤することができました。子どもも笑顔で通えています。保育所の先生や友達が大好きです。今まで慣れ親しんだ先生が急に１年の引継ぎ後いなくなってしまうという，子どもにとって不安定な時期に，経験の浅い（例えば新卒～１年）保育士が半数以上ともなりかねない状況が適切なのでしょうか？本当に今の保育の質を保っていただけるのでしょうか？１～２年の引継ぎで，子どもと親の不安を解消できるのでしょうか？現要綱では，子供の事を考えていない，ただ移管先が引き受けやすい要綱としか思えません。もう少し，子供の心の安定を重視した施設長・保育士の配置（乳児保育経験数の明記も含む），移管時期の設定を考え直していただきたいと思います。

⇒　引継ぎ・共同保育として，前年度から保育士に従事いただくとともに，移管年度は市の職員が最長１年間残ることから，基本事項に定める条件の保育士配置であっても，引き継ぐことが可能であると考えております。

問２について

１　今回は聚楽児童館も含めての移管であり，建て替えも可能となっています。児童館と保育所では運営がまったく異なる中，同じ選定部会の委員が移管先を決定することに違和感があります。児童館に関しては児童館運営経験も問わない，職員も資格があれば経験を問わないとなっています。例えば，経験のない法人や団体が移管先になった時に，引き継ぎもなく突然２年後に運営先が変わることになります。児童館に通う児童や利用している，幼児クラブの子どもや保護者のへの配慮がありません。児童館に関しての運営経験は新たに設けないのでしょうか？職員の経験数の設定はしないのでしょうか？設定をしないのであれば，理由を教えてください。

⇒　準用する京都市児童館指定管理者募集要項においては，経験の有無を条件としていません。

また，今回建て替えも自由となっています。聚楽児童館に通っているのは，朱二・朱六の生徒だけではありません。建て替えをする場合でも，現在地から変わ

らない場所での児童館・保育所の運営をしていただけるのでしょうか？それも移管先に任せるのであれば，現在地（付近）で保育することを保証していただけないでしようか？

⇒　令和３年度以降のじゅらく児童館の受託者には，これまでと同様に地域の実情や学童クラブ事業の利用ニーズに応じ運営を求めていきます。

問３について

１　保育士不足が問題になっています。公務員として採用した保育士は，市営保育所がなくなると，今後どのような仕事をしていかれるのでしょうか？

現在，保育所・児童館を利用している子どもの保護者は保育先を自分で選んで通所申し込みをしています。今回の移管に関しては，保護者が自由に移管先を選定することはできません。少しでも保護者の意見を反映した募集要項にしていただきたいと思います。移管後も変わりなく子ども達が楽しく通い，成長していける保育所になるように，移管先の選定をしていいただけるよう，お願いいたします。

⇒　市の保育士は，市営保育所以外では各区役所・支所の子どもはぐくみ室や児童福祉センター等で子どもや子育て家庭に関する業務に従事しています。

問１について

１　全てにおいて細々と疑問や不安は多いが，とにかく，親としては子供を安全に保育していただきたい。その為には「基本事項（p.10）」の「職員について」をもっと明確に，より水準を上げてほしい。具体的には施設長は保育経験２０年以上，保育士についても経験年数やそれに対する人数を２倍には変更してほしい。又，既存園ですでに勤務している保育士を半数こちらにまわしていただくくらいはしてほしい。経験があっても寄せ集めただけの連携も信頼もない保育士に子どもを預けたくない。
⇒　意見

≪以下，別紙の内容≫
１　京都市はこれまで，京都市聚楽保育所の民間移管の根拠として，２０１４年１０月に策定された『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）』を挙げており，今年度までの入所者に対しても同『基本方針』において「民間への移管対象保育所」とされている旨を説明してきました。しかしながら，今回新たに示された聚楽保育所の民間移管の計画では，じゅらく児童館を併せて運営する法人等を募集するなど，従来の条件を大きく変更する内容であり，『基本方針』の内容からも大きく逸脱しています。以上を踏まえて，今回の聚楽保育所の民間移管計画が『基本方針』に基づく「再公募」であるのか，それとは異なる，新たな民間移管の計画か回答してください。また，後者である場合，何を根拠に，誰が，いつ，どのように移管計画を立て，誰がこれを承認したのかをお答えください。
⇒　「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）」に基づくものです。

１　京都市はこれまで，京都市聚楽保育所の民間移管の根拠として，２０１４年１０月に策定された『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）』を挙げており，今年度までの入所者に対しても同『基本方針』において「民間への移管対象保育所」とされている旨を説明してきました。しかしながら，今回新たに示された聚楽保育所の民間移管の計画では，じゅらく児童館を併せて運営する法人等を募集するなど，従来の条件を大きく変更する内容であり，『基本方針』の内容からも大きく逸脱しています。以上を踏まえて，今回の聚楽保育所の民間移管計画が『基本方針』に基づく「再公募」であるのか，それとは異なる，新たな民間移管の計画か回答してください。また，後者である場合，何を根拠に，誰が，いつ，どのように移管計画を立て，誰がこれを承認したのかをお答えください。
⇒　「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）」に基づくものです。

「１　共通編」について

２　「２　申請資格」の（１）について，認可幼稚園の運営経験があれば応募できることになりますが，０～２歳児の保育経験が無い法人に応募資格を認めることは適当と考えますか。その根拠は何ですか。なお他の自治体では公立保育所の民間移管先募集の際に認可幼稚園のみを運営する法人には応募を認めない例もありますが，そのような条件を設ける予定はありますか。

⇒　これまでに乳児保育経験の無い法人に民間移管した実績があり，丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで，乳児の保育を引き継ぐことができると考えられることから，問題はないものと考えています。認可幼稚園のみを運営する法人に応募を認めないといった条件を付す予定はありません。

３　「２　申請資格」の（１）について，保育所等の運営経験年数を問わないことは適当と考えますか。その根拠は何ですか。なお他の自治体では公立保育所の民間移管先募集の際に一定の運営実績を求める例もありますが，そのような条件を設ける予定はありますか。

⇒　民間移管においては，「移管後の運営に係る基本事項」の遵守を求めており，経験年数にかかわらず，内容が遵守できるのであれば問題ないものと考えています。そのため，一定の運営実績を求めるといった条件を設ける予定はありません。

４　「２　申請資格」の（３）について，刑法９６条の６（公契約関係競売等妨害）および第１９８条（贈賄）に違反する容疑により逮捕若しくは送検され，又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から２年を経過しない者でないことが条件となっていますが，これ以外の刑事事件は対象とならないということでしょうか。常識的に考えて，また保護者の心情として，法人等の代表者，役員又はその使用人が，何らかの刑事事件により訴追等の対象となっていれば応募を認めるべきではないと考えますが，そのような条件を設ける予定はありますか。

⇒　御質問のとおり，「令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項（案）」に記載している以外の刑事事件に関しては，申請資格に別途条件を設定する予定はありません。

５　「２　申請資格」の（５）について，団体の代表者及び役員が「京都市暴力団排除条例」第２条に定める「暴力団員等」でないことは当然ですが，それ以外に「契約の相手方としてふさわしくない者」とはどのような意味ですか。誰がいつどのようにこれを調査し，また，どのような基準で判断・決定しますか。また，「契約の相手方としてふさわしくない者」かどうかの調査は，応募者に対して必ず行われるものですか。仮に「疑わしい者」にのみそうした調査を行うとすれば，どのような基準に基づいてそれを判断・決定しますか。また，以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば，その具体的な理由をお答えください。

⇒　契約の相手方としてふさわしくない者かどうかについては，申請時に暴力団員等に該当しないことの誓約書を提出していただくとともに，応募のあった法人等の状況を踏まえ，本市が判断・決定します。そのため，必ず調査を行うものではありません。判断・決定する基準を設定すべき内容であるとは考えておりませんし，募集要項に記載すべき内容とも考えておりません。

6　「３　聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者（以下「候補者」という。）選定スケジュール（予定）」の（※１）について，「書面審査の実施前の段階」において誰がどのような基準に基づいて判断するものですか。また「審査の対象外とすることがあります」ということは，「申請書類中の計画を実現するための具体的な方策が確認できない場合」であっても，「審査の対象外」としない場合もあるということですか。また，以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば，その具体的な理由をお答えください。

⇒　書類審査の実施前の段階で審査の対象外とするかどうかについては，【様式Ｃ】の全てのチェック欄にチェックが無い場合，本市の判断で対象外とします。そのことは【様式Ｃ】に明記していますが，募集要項（１　共通編）についても明記します。

7　「３　聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者（以下「候補者」という。）選定スケジュール（予定）」の（※２）について，「申請者が多数の場合」とは具体的に何件以上を想定していますか。また，「多数である」ことは誰がどのような基準で判断するものですか。また，以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば，その具体的な理由をお答えください。

⇒　申請者が多数の場合の多数であることの基準は，選定部会において，合議で決定します。募集要項に記載すべき内容とは考えておりません。

8　「３　聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者（以下「候補者」という。）選定スケジュール（予定）」の（※３）について，「該当者なしとする場合」とはどのような場合ですか。また「選定部会」は審査のみを行い選定は行わないとのことですが，「該当者なし」の決定は最終的に誰が判断するものですか。また，以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば，その具体的な理由をお答えください。

⇒　該当者なしとする場合は，選定部会での審査の結果，本市が聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者を選定することができなかった場合を指します。募集要項に記載すべき内容とは考えておりません。

9　「３　聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者（以下「候補者」という。）選定スケジュール（予定）」の（※３）について，「上記の手順にかかわらず」

とはどのような意味ですか。また，以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば，その具体的な理由をお答えください。

⇒　再公募の手順については，必ずしも募集要項と同じ内容になるとは限らないことから，このように記載しています。募集要項案に記載すべき内容とは考えておりません。

10　「３　聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者（以下「候補者」という。）選定スケジュール（予定）」の（※３）について，「再公募を行う場合があります」とは，「再公募を行わない場合」もあるということですか。「再公募」の有無は，いつ，誰が，どのような条件を勘案して決定するか，具体的に回答してください。また，以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば，その具体的な理由をお答えください。

⇒　再公募の有無については，再公募を行うことを基本として，総合的に状況を分析し，本市が判断します。募集要項案に記載すべき内容とは考えておりません。

11　「４　質疑及び申請方法」の「（１）質疑及び回答」の「イ　質疑の方法」において，「持参してください」とありますが，「持参」とは誰に対する敬語表現ですか。「持参」とは謙譲語であり，通常，行為の主体が自ら遜る際に用いる表現であるため，「持参してください」という表現は日本語表現として不適当ではないですか。応募者に対しへりくだることを求めているという意味でしょうか。

⇒　「持参してください」を「お持ちください」に修正します。

12　「４　質疑及び申請方法」の「（１）質疑及び回答」の「イ　質疑の方法」において，「持参してください」とありますが，この場合，応募者に何を，どのような形で「持参する」ことを求めていますか。また，以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば，その具体的な理由をお答えください。

⇒　質疑の要旨を簡潔にまとめたものを持ってくることを求めています。募集要項に明示しています。

13　「４　質疑及び申請方法」の「（１）質疑及び回答」の「イ　質疑の方法」において，「①受付期間」が「持参の場合」のみ記されていますが，「持参」とは誰に対する敬語表現ですか。「持参」とは謙譲語であり，通常，行為の主体が自ら遜る際に用いる表現であるため，応募者に対しへりくだることを求めているという意味でしょうか。

⇒　「持参の場合」を「お持ちになる場合」に修正します。

14　「４　質疑及び申請方法」の「（１）質疑及び回答」の「イ　質疑の方法」において，「①受付期間」が「持参の場合」のみ記されていますが，「電子メールで送信」

の場合は，受付期間の何時から何時までを受付期間としますか。また，以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば，その具体的な理由をお答えください。

⇒　電子メールで送信の場合は，直接その場で職員が対応する必要がないことから，時間の制限を設けておらず，期間中受け付けます。そのため，募集要項に明示する必要はありません。

15　「４　質疑及び申請方法」の「（１）質疑及び回答」の「イ　質疑の方法」において，「※上記期間以外は，質問を受け付けません。」とありますが，寄せられた質疑が受付期間内に行われたものであることは，質問者および回答者以外はどのように確認することができますか。

⇒　書面で提出された場合は収受印を，電子メールで提出された場合はメールの日付を見ることで，確認することができると考えております。

16　「４　質疑及び申請方法」の「（１）質疑及び回答」の「ウ　回答」について，「要項と同等の効力を有する」質疑回答書は，「募集要項」を審議する「選定部会」の審議を経て作成されますか。もし審議を経ないとすれば，それは何故ですか。また，そうであれば誰が，どのような検討を経て，どのような根拠に基づいて作成しますか。

⇒　質疑回答書は，本市が作成し，選定部会委員の確認を経たうえで発出します。

17　「４　質疑及び申請方法」の「（１）質疑及び回答」の「ウ　回答」について，質問者より「着信確認の返信」が無かった場合，どうなりますか。また，「着信確認の返信」の有無は質問者および回答者以外はどのように確認することができますか。

⇒　各質疑者から着信確認の返信がなかった場合，本市から電話等により着信を確認します。なお，着信確認の返信の有無を質問者及び回答者以外が把握する方法はありません。

18　「４　質疑及び申請方法」の「（１）質疑及び回答」の「ウ　回答」について，「やむを得ない事情」とはどのような事情を想定していますか。また，「やむを得ない事情」かどうかは，誰が，どのような基準によって判断しますか。「やむを得ない事情」により回答が遅れたことにより，質問者・応募者に不利益が生じた場合はどのように対応する予定ですか。

⇒　回答が遅れるやむを得ない事情とは，大量の質問や質問の内容が複雑で回答期限までに回答することが困難や天災の発生等を想定しており，本市が判断することになります。回答が遅れる場合があることは募集要項に明記しており，質問者・応募者に不利益が生じることは想定していません。

19　「４　質疑及び申請方法」の「（２）申請方法」の「ア　提出書類」について，「共―別紙１」とはどのような意味ですか。「１　共通編」１２頁の「提出書類一覧」を指しているとすれば，「後掲（共―別紙１）の」といった表記にする必要がありませんか。また，「２　保育所編」「３児童館編」という表記についても，「本要項の」等の文言によって特定する必要がありませんか。

⇒　「後掲（共―別紙１）の」に修正します。また，「２　保育所編」，「３児童館編」についても，「本要項の」を追記します。

20　「４　質疑及び申請方法」の「（２）申請方法」の「ウ　提出方法」に「持参に限ります」とありますが，「持参」とは誰に対する敬語表現ですか。「持参」とは謙譲語であり，通常，行為の主体が自ら遜る際に用いる表現であるため，応募者に対しへりくだることを求めていると意味でしょうか。

⇒　「持参に限ります」を「直接提出に限ります」に修正します。

21　「４　質疑及び申請方法」の「（２）申請方法」の「ウ　提出方法」の「※」について「御来庁ください」とは誰に対する敬語表現ですか。上で「持参」という謙譲表現を使用していますが，敬語表現上の整合性が取られていない理由を教えてください。

⇒　「来庁してください」に修正します。

22　「４　質疑及び申請方法」の「（４）追加書類の提出」について，「本市が認める場合」とは具体的にどのような場合を想定していますか。また，それは誰が，どのような基準で判断しますか。仮に提出書類に不備または不明な点があるということが追加書類の提出を求める理由であれば，応募法人等にとって，追加書類の提出が審査・選定の上で不利になることはありますか。また，追加書類の提出の有無は，提出者および京都市以外はどのように確認することができますか。

⇒　具体的には，審査に当たり，申請書類以外に更に詳細を把握する必要がある場合に，本市の判断で求めることになります。追加書類の提出をもって有利・不利に働くことはありません。追加書類の提出の有無について，提出者及び本市以外が確認する場合は，候補者の決定後，公文書公開請求を行っていただく必要があります。

23　「４　質疑及び申請方法」の「（５）著作権の帰属等」について，「本市は候補者の選定の公表等必要な場合には」とありますが，この「等」にはほかに何が含まれますか。また「申請書類の内容を無償で使用できる」ことの必要性は，誰がどのような基準で判断しますか。

⇒　具体的には候補者の決定に関する決裁書への添付等を想定しており，本市が必要に応じて判断します。

24　「４　質疑及び申請方法」の「（５）著作権の帰属等」について，「京都市は候補者の決定後」とありますが，募集要項（案）の「１　共通編」中において，ここのみ「京都市は」という主語が用いられている理由は何ですか。なお，募集要項（案）の「１　共通編」で「本市」が主語として明示される初出は「４　質疑及び申請方法」の「（４）追加書類の提出」ですが，そこに「京都市（以下，「本市」という。）」等の注記がなされていないのは何故ですか。

⇒　「本市は」に修正します。京都市が作成していることが明らかな文書であり，「京都市（以下「本市」という。）」いった読替えは不要であると考えております。

25　「４　質疑及び申請方法」の「（７）資料の取扱い」について，「本市の了承」を得れば第三者に対し「本市が提供する資料」を使用させたり，内容を提示したりできるということですか。「本市の了承」とは，誰がどのような基準で判断しますか。また，「第三者」とは具体的にどのような範囲を指しますか。

⇒　本市の了承を得れば，本市が提供する資料を使用させたり，内容を提示したりすることができます。本市の了承については，個々の必要性を本市が判断するものであり，第三者の範囲について，具体的な規定や制限はありません。

26　「４　質疑及び申請方法」の「（８）留意事項」について，「本件に関する接触（直接，間接を問わない。）とはどのような範囲をいいますか。具体的に回答してください。例えば，「市営保育所移管先選定部会委員」の配偶者が，応募法人等の理事を務める場合などは，「本件に関する接触（直接，間接を問わない）」に相当すると考えられますが，その場合はどのように判断されますか。また，「本件に関する接触（直接，間接を問わない）」とは，いつからいつまでの時期に行われる「接触（直接，間接を問わない）」を指しますか。

⇒　「本件に関する接触（直接，間接を問わない。）」については，募集開始から候補者の選定までの期間となります。なお，選定部会委員の業務上，申請者と接触する可能性がありますが，本件に関する事項以外の接触であれば問題はありません。また，本規定は選定部会委員と申請者が本件に関して接触することを禁じているものであり，選定部会委員の配偶者が応募法人等の理事を務めていることのみをもって，本件に関する接触があったと判断することはありません。

平成３０年度の選定部会における崇仁保育所の移管先選定に係る審査に当たっては，安保部会長の配偶者が申請団体の理事を務めていたため，京都市はぐくみ推進審議会運営要綱第３条に基づき，審査からは外れていただいております。

27　「４　質疑及び申請方法」の「（８）留意事項」について，「接触の事実が認められた場合には」とありますが，誰がどのような基準で，「接触の事実」を判断しますか。また，「失格となることがあります」とは，「委員との接触の事実」が認められ

ながらも「失格とならない場合がある」ということですか。その場合，「失格になるかどうか」をいつ，誰が，どのような基準で判断しますか。

⇒　本市として，選定部会委員と申請者が接触した事実を把握した場合に，双方から事情を確認したうえで判断することになります。なお，接触（要求等）の程度が低く審査に影響を及ぼさない又は本件に関する事項以外での接触であると本市として判断した場合は，失格になりません。

28　「４　質疑及び申請方法」の「（８）留意事項」について，「候補者の選定までは申請者名を公表しないことで，審査の公平性を確保している」とのことですが，その根拠規定は何ですか。仮に募集要項の決定・公表を以て本項目が効力を発揮するとすれば，募集要項が決定・公表されていない現時点ではこの項目自体が無効となります。「候補者の選定までは申請者名を公表しないことで，審査の公平性を確保している」ことが所与の前提であるとすれば，その根拠規定が必要ではないですか。上記２３の質問への回答との整合性に注意しつつ回答してください。

⇒　「候補者の選定までは申請者名を公表しないことで，審査の公平性を確保している」ことに関する根拠規定はありません。本件は，募集要項に記載する内容であることから，募集要項の決定以降，効力を有することになります。なお，本件を募集要項に記載することを以て，応募元である本市の募集条件となることから，募集要項に記載すること自体が根拠規定であると考えております。

29　「５　聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「（２）財産の引継ぎ」の「ア　土地（市有地）」の「①」について，「前年度の近傍地の固定資産税評価額を基に算出した額を床面積により按分して算出した額」とありますが，「近傍地」とは具体的にどこのことですか。近傍地の固定資産税評価額を「基に」算出するとは具体的にどのような計算方法ですか。「床面積により按分して算出」とは具体的にどのような計算方法ですか。以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば，その具体的な理由をお答えください。

⇒　近傍地とは，聚楽保育所及びじゅらく児童館に近接する地域を指します。前年度の近傍地の固定資産税評価額を基に算出した額の具体的な算出方法は，「固定資産税評価単価（※１）×使用面積×算定率（※２）」の計算式で算出します。

（※１）近傍地の前年度の固定資産評価額／近傍地の前年度の固定資産評価面積

（※２）４％

また，床面積による按分して算出の具体的な算出方法は，次のとおりです。

①【聚楽保育所の使用面積相当分】聚楽保育所及びじゅらく児童館全体の土地面積―じゅらく児童館の床面積／２

②【じゅらく児童館の使用面積相当分】じゅらく児童館の床面積／２

なお，具体的な土地貸付料の見込額を募集要項に明記しており，詳細な計算式

まで募集要項に明示する必要はないと考えております。

30　「５　聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「（２）財産の引継ぎ」の「ア　土地（市有地）」の「②」について，じゅらく児童館はそもそも聚楽保育所の２階部分に所在しますが（分室を除く），じゅらく児童館の「土地」とはどの範囲のことを指しますか。また，児童館に対し「土地貸付料」が発生する理由は何ですか。

⇒　聚楽保育所とじゅらく児童館は同じ土地を共同で使用していることから，聚楽保育所とじゅらく児童館が重なっている土地の面積（＝じゅらく児童館の床面積）を按分し，１／２の面積をじゅらく児童館が使用しているものとなります。じゅらく児童館については，民間による運営であることから，土地貸付料が発生することになります。

31　「５　聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「（２）財産の引継ぎ」の「ア　土地（市有地）」の「②」について，「前年度の近傍地の固定資産税評価額を基に算出した額を床面積により按分して算出した額」とありますが，「近傍地」とは具体的にどこのことですか。近傍地の固定資産税評価額を「基に」算出するとは具体的にどのような計算方法ですか。「床面積により按分して算出」とは具体的にどのような計算方法ですか。以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば，その具体的な理由をお答えください。

⇒　回答２９に記載しました。

32　「５　聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「（２）財産の引継ぎ」の「ア　土地（市有地）」について，「当該土地を所管する教育委員会における取扱いに変更があった場合」とは具体的にどのような変更を想定していますか。特に，当該分室が所在する朱雀第六小学校が休校・閉校する場合の取扱いについて回答してください。また，教育委員会は原則として首長部局から独立した執行機関と位置づけられていますが，当該土地の取扱いについて，当該土地を所管する教育委員会との間にどのような調整を行い，どのような書面を取り交わしているか回答してください。

⇒　教育委員会における取扱いの変更とは，土地の使用条件の変更や別の用途での活用などを想定しています。当該小学校が休校・閉校する場合の取扱いについては，その段階の状況に応じて検討します。

なお，当該土地について，現在も教育委員会から子ども若者はぐくみ局に対し，市有財産の使用承認書の交付を受けています。

33　「５　聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」

の「（２）財産の引継ぎ」の「ア　土地（市有地）」について，「当該土地を所管する教育委員会における取扱いに変更があった場合など，必要に応じて条件を見直す場合があります」とりますが，「必要に応じて」とはどのような意味ですか。見直しの必要性は誰がいつ，どのような基準で判断しますか。

⇒　教育委員会における土地の利用に関する条件等の変更があった場合であっても，当該土地の利用に関する条件等に影響がない場合は見直す必要がないことから，必要に応じてと記載しています。見直しの必要性は，本市及び教育委員会がその都度判断します。

34　「５　聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「（２）財産の引継ぎ」の「イ　建物」について，譲渡額となる「不動産鑑定評価額」はいつの時点での評価となりますか。また，当該「不動産鑑定評価額」の正確性はどのように担保されますか。

⇒　不動産鑑定評価額は，平成３１年４月１日現在の評価となります。専門の資格を持った不動産鑑定士が鑑定しており，そのことをもって正当な鑑定額であることが担保されていると認識しています。

35　「５　聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「（２）財産の引継ぎ」の「イ　建物」について，「評価額の３／４について，本市からの補助を予定しています」とはどのような意味ですか。京都市の財政状況から運営費面でのメリットを考慮して民間移管を実施するというこれまでの民間移管の理由との整合性に注意しつつ，補助の理由，根拠，を回答してください。

⇒　建物については，事業者に有償で譲渡することとしており，譲渡額である不動産鑑定評価額の３／４を本市が事業者に補助するものです。単年度で見た場合，運営費面でのメリットは小さくなりますが，長期的に見た場合は，民間移管をすることで，運営費面でのメリットが継続的に続くことから，本市の財政状況の改善に寄与することとなります。なお，補助については，「京都市営保育所の民間保育園への移管に係る補助金交付要綱」に規定しています。

36　「５　聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「（２）財産の引継ぎ」の「イ　建物」について，園舎の建替え又は修繕に対する補助金は申請者に対し無条件に交付することを約束するものですか。補助金の交付は誰がどのように判断し，決定しますか。

⇒　本市として必要性を判断し，市会の議決等を経て決定します。

37　「５　聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「（２）財産の引継ぎ」の「イ　建物」について，じゅらく児童館に係る大規模修繕が「事業者の責に帰すべき事由がある」と認めるのは具体的にどのような場合を

想定していますか。また,「事業者の責に帰すべき事由がある」かどうかは誰がどのような基準に基づいて判断するものですか。

⇒　事業者が故意に建物を破損した場合などを想定しており，本市が状況を踏まえて判断します。

38　「５　聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「（２）財産の引継ぎ」の「ウ　備品（机，椅子，保管庫，ベビーベッド，ピアノなど)」について，具体的な備品のリストはありますか。また，譲渡額となる「耐用年数により減価償却した価格」とは，誰がどのような基準で「耐用年数」や「減価償却率」を決定しますか。また，備品に対し，現施設に所在する消耗品の扱いはどのようなものになる予定ですか。

⇒　備品台帳を作成しています。なお，耐用年数は国税庁が定める耐用年数表を基に本市が決定し，耐用年数から経過年数を除し，取得価格を割り戻すことにより償却後価格を決定しています。消耗品については，事業者への引継ぎの中で必要とされる物品について，引き継ぐこととなります。

39　「５　聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「（２）財産の引継ぎ」の「(参考）土地貸付料，建物譲渡額及び備品譲渡額について（見込み)」について，表中の「法人等負担額」は,「５　聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「（２）財産の引継ぎ」の「イ　建物」での記載に従えば「事業者負担額」と表記すべきですが，そのように表記していない理由は何ですか。

⇒　「事業者負担額」という表記に修正します。

40　「５　聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「（２）財産の引継ぎ」の「(参考）土地貸付料，建物譲渡額及び備品譲渡額について（見込み)」について,「近傍地」とは具体的にどこのことですか。近傍地の固定資産税評価額を「基に」算出するとは具体的にどのような計算方法ですか。「床面積により按分して算出」とは具体的にどのような計算方法ですか。質問２６および２８との整合性に注意しながら回答してください。

⇒　回答２９と同じです。

41　「６　候補者の選定等」の「（１）候補者の選定方法」に,「候補者の選定に当たっては,「２　保育所編」及び「３　児童館編」に記載のとおり，市営保育所移管先選定部会において審査を行い」とありますが,「３　児童館編」のどこにも「市営保育所移管先選定部会において審査を行う」旨が記載されていないのはなぜですか。

⇒　記載が分かりにくいため,「記載のとおり」を「基づき」に修正します。

42　「６　候補者の選定等」の「（１）候補者の選定方法」に，「書面審査の結果により，実地審査対象者を選考することがあります」とありますが，これは「３　聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者（以下「候補者」という。）選定スケジュール（予定）」の（※２）において記載されている「申請者が多数の場合」とは異なるものですか。「申請者が多数の場合」以外に「書面審査の結果により，実地審査対象者を選考すること」があるとすれば，どのような場合を想定していますか。また，「３　聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者（以下「候補者」という。）選定スケジュール（予定）」の（※２）において，「申請者が多数の場合」以外にも「書面審査の結果により，実地審査対象者を選考すること」がある旨が記載されていないのは何故ですか。

⇒　冒頭に「申請者が多数の場合は，」との文言を追記し，修正します。

43　「６　候補者の選定等」の「（１）候補者の選定方法」について，「保育所に係る審査における申請書類中の移管後の運営に係る基本事項を遵守いただけない場合」とは，いつ，誰がどのように判断しますか。また，「審査の対象外とすることがあります」とは，「移管後の運営に係る基本事項」が遵守されなくても「審査の対象外」としない場合があるということですか。その基準はどのようなもので，誰が，いつ，どのように判断しますか。また，以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば，その具体的な理由をお答えください。

⇒　回答６と同じです。

44　「６　候補者の選定等」の「（１）候補者の選定方法」について，「該当者なしとなった場合」とはどのような場合ですか。また「選定部会」は審査のみを行い選定は行わないとのことですが，「該当者なし」の決定は最終的に誰が判断するものですか。また，以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば，その具体的な理由をお答えください。

⇒　回答８と同じです。

45　「６　候補者の選定等」の「（１）候補者の選定方法」について，「再公募を行う場合があります」とは，「再公募を行わない場合」もあるということですか。「再公募」の有無は，いつ，誰が，どのような条件を勘案して決定するか，具体的に回答してください。また，以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば，その具体的な理由をお答えください。

⇒　回答１０と同じです。

46　「６　候補者の選定等」の「（１）候補者の選定方法」と「（２）審査結果」の間に表が挿入されていますが，この表について何の説明も注記も掲載されていないのはなぜですか。

⇒　「＜（参考）審査の配点＞」と追記します。

47　「６　候補者の選定等」の「（１）候補者の選定方法」と「（２）審査結果」の間に挿入された表について，「保育所に係る審査」の「運営実績に係る配点」における書面審査と実地審査の配点率の根拠，「保育所に係る審査」の「書面審査」における「運営実績に係る配点」と「事業計画に係る配点」の配点率の根拠，「保育所に係る審査」の小計と「児童館に係る審査」の小計の配点率の根拠について，それぞれ具体的な理由を明示しながら回答してください。

⇒　保育所に係る審査の配点率は，これまでの選定部会における募集要項策定の審議において，議論してきたものであり，運営実績と事業計画を１対１で評価するという方針で，それぞれ７５点ずつの配点としてきました。指定管理者の選定においては，運営実績と事業計画を１対２で評価していますが，保育所の民間移管においては，現状の運営内容も重要であると考え営実績と事業計画を１対１で評価することとしています。

保育所に係る審査と児童館に係る審査の配点率は，保育所はこれまでの民間移管の募集要項で定める配点，児童館は指定管理者の募集要項で定める配点をそれぞれ用いているものです。

48　「６　候補者の選定等」の「（２）審査結果」について，「６　候補者の選定等」の「（１）候補者の選定方法」での，市営保育所移管先選定部会において審査を行い，市長が候補者を選定するという記載に従えば，「候補者の選定」後に示される結果は「審査結果」ではなく，「選定結果」ではないですか。

⇒　「選定結果」という表記に修正します。

49　「６　候補者の選定等」の「（３）候補者の選定等の公表」について，「申請の概況（経過，申請者名等）」の「等」とは具体的に何を示していますか。また，「審査内容の概要（候補者の選定理由，各申請者の得点等）」の「等」とは具体的に何を示していますか。また，以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば，その具体的な理由をお答えください。

⇒　以下の項目について公表する予定ですが，募集要項に明示する必要があるとは考えておりません。

○移管対象保育所（名称，所在地，定員）
○公募の概況（募集日程，応募団体）
○移管先候補者（法人及び代表者，主たる事務所の所在地）
○選定の概況（選定理由，審査結果）
○今後の取組
○選定部会における審査の実施状況（選定部会委員，審査日程）

50　「６　候補者の選定等」の「（４）市会の議決に係る事項」について，京都市会において議決が得られなかった，あるいは否決された場合，「聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る事務を停止する場合があります」とありますが，市会において議決が得られない，あるいは否決された場合であっても「事務を停止しない」場合があるということですか。それは，誰がどのような基準に則って判断しますか。

⇒　議決を得られない理由，否決の理由により，本市としてその後の対応を検討していくことになります。

51　「６　候補者の選定等」の「（４）市会の議決に係る事項」について，「事業者に選定することが著しく不適当と認められる事情」とは具体的にどのような事情ですか。また，「事業者に選定することが著しく不適当と認められる事情が生じたとき」には「事業者に選定しないことがあります」とは，「事業者に選定することが著しく不適当と認められる事情が生じた」場合でも「事業者に選定する」ことがあり得るということですか。その場合，誰が，どのような基準に則って判断しますか。

⇒　申請資格を偽る，重大な事件・事故を起こす等，社会通念上著しく不適当と考える事情があった場合に，当該事情に応じて本市が判断します。

52　「６　候補者の選定等」の「（４）市会の議決に係る事項」について，「候補者が保育所の移管及び児童館事業の委託に関して支出した費用等」とは何ですか。「委託の申請に関して支出した費用等」という意味ですか。仮にそうであれば，そのような記載になっていない理由は何ですか。

⇒　引継ぎの準備に要した経費などを想定しています。候補者によって支出する費用の内容は異なること，候補者において把握されるものであることから，募集要項に記載すべき内容とは考えておりません。

53　「提出書類一覧」において「◎記名で作成してください」とありますが，何を記名すれば良いのですか。記名されていれば仮名であっても有効ということですか。

⇒　記名する必要があることは明白であるため，当該記述を削除します。

54　「提出書類一覧」の「①」の「申請書」では「主な記載事項」として「申請する施設の名称」を記載するよう求めていますが，後掲の【様式Ａ】には，申請を希望する施設名があらかじめ記載されています。何を記載するように求めているのですか。

⇒　申請する施設の名称を記載する必要はないため，当該記述を削除します。

55　「提出書類一覧」の「⑤」の「定款，規約等」における「等」とは具体的に何を指していますか。また，「主な記載事項」における「寄付行為」とは何ですか。なお，

民法等の法令上は「寄附行為」と表記されますが，「寄付行為」とは法令上の「寄附行為」と同義で用いるものですか。

⇒　「定款，規約等」における「等」は寄附行為を指しています。「寄付行為」の記載は，「寄附行為」に修正します。

56　「提出書類一覧」の「⑧」では「提出書類」に「現在運営している保育園の状況」と記載されていますが，「認定こども園」または「認可幼稚園」のみを運営している場合，「⑧」については提出不要という意味ですか。それによって，応募する法人等が不利になることはありませんか。逆に不要なものを提出した場合はどのように判断されますか。

⇒　認定こども園又は認可幼稚園のみを運営している場合であっても「⑧」の提出は必要であることから，記載を「現在運営している保育園等の状況」に修正します。

57　「提出書類一覧」の「⑨」の「決算書類等」の「主な記載事項」の「（２）」の「寄附金等の状況」の「等」とは具体的に何を指していますか。任意の書式に基づく提出書類において「等」という表記があると提出が必要な書類について曖昧になりませんか。

⇒　主な記載事項に記載している書類以外であって，申請者の決算に関する書類を指しています。

58　「提出書類一覧」の「⑩」の「納税証明書等」について，各税の未納の無いことの証明書が「提出不要」な場合，「提出不要」であることは申請者の自己申告以外で，何によって証明・担保されますか。また「提出不要」であることは，どのような形で公表される予定ですか。

⇒　提出不要であることは，申請者の自己申告に基づくものになります。また，提出不要であることを公表することはありません。

なお，提出不要であると申告した証明書の提出が可能であることが，後日判明した場合は，事業者に選定することが著しく不適当と認められる事情に該当するか，本市において判断することになります。

また，当該項目については，指定管理者選定の募集要項に準じ，次のとおり修正します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ⑩ | 納税証明書等<br>(1)，(2)のみ※<br>(注)前年度が非課税など，納税証明書が提出できない場合は，その旨を記載した理由 | (1) 国税（法人税及び消費税）<br>未納のないことの証明書<br>(2) 市税（本市に事業所がある場合，法人市民税及び固定資産税）<br>(1)，(2)については平成３１年１月１日以降に発行された直近２年分の原本を提出してください。 | 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 書（代表者の記名押印があるもの）を提出してください。 | (3) 水道料金・下水道使用料納付証明書<br>「水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について」を参照し，指定の書式により請求してください。 | |

59　「提出書類一覧」の「⑩」の「納税証明書等」について，「代表者の住所」が京都市に無い場合，代表者が各税，料金等を未納でないことはどのように証明されますか。（

⇒　提出書類一覧の⑩については，質問５５の回答のとおり，項目を修正します。

そのうえで，国税については，代表者の住所が京都市内かどうかによって提出できないものではありません。

市税及び水道料金・下水道使用料納付証明書については，申請資格において，「京都市内において，認可保育所，認定こども園又は認可幼稚園を運営している者であること」を条件としており，本市に事業所があることから，代表者の住所が京都市内に無くても提出は可能です。

60　【様式Ａ】について，「京都市聚楽保育所の移管を受けた後は「移管後の運営に係る基本事項」を遵守します」とありますが，この【様式Ａ】に「記名押印又は署名」することで，誓約書としての効果を発揮しますか。

⇒　【様式Ａ】と【様式Ｃ】により基本事項を遵守する意思を申請者が明確に示したことになりますが，本市としては，そのことを以て，誓約書としての効力を持つとは考えておりません。

61　【様式Ｂ】における「事業者」とは「５　聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本事項」の「（２）財産の引継ぎ」の「イ　建物」での「事業者」と同義で用いられているとは考えられませんが，ここで同じ用語を使用している意図は何ですか。

⇒　「申請者」に修正します。

62　【様式Ｄ】について，聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る申請の共通様式であるにも関わらず「京都市営保育所移管申請」についてしか記載されていないのは何故ですか。「京都市営保育所移管申請」に際しての様式をそのまま流用し，チェックをしないまま掲載しているということですか。

⇒　「京都市聚楽保育所の民間移管及び京都市じゅらく児童館の事業委託の申請用」に修正します。

63　【様式Ｄ】について，「受付期間の後半は窓口が混雑することがありますので」とはどういう意味ですか。現時点で受付期間がすでに決まっているということです

か。
⇒　応募者が多数の場合，証明書の発行のために窓口が込み合うことが想定されるという意味です。

64　【様式Ｄ】の「水道料金・下水道使用料納付証明請求書」について，聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る申請の共通様式であるにも関わらず「京都市営保育所移管申請に使用するため」としか記載されていないのは何故ですか。「京都市営保育所移管申請」に際しての様式をそのまま流用し，チェックをしないまま掲載しているということですか。
⇒　回答５９と同じです。

65　【様式Ｅ】について，「市長等（指定管理者を含む。以下同じ。）」とはどのような意味ですか。「市長等」のなかに「指定管理者」が含まれるのは不可解ですが，その理由を回答してください。
⇒　【様式Ｅ】は京都市暴力団排除条例施行規則第４条，第５条及び第７条に基づき，第１号様式として規定されているものです。京都市暴力団排除条例において，市長，公営企業管理者及び教育委員会と併せて，指定管理者においても本市が設置した公の施設の使用の不許可等や利益付与処分に関する措置が求められていることから，指定管理者が含まれているものです。

「２　保育所編」について

①（保―別紙４）「移管後の運営に係る基本事項（聚楽保育所）」について，

（１）定員・運営
「保育所又は認定こども園として運営すること」について
・　移管後１年目から認定こども園への移行が可能ということですか？
⇒　そのとおりです。
・　こども園への移行について，「保護者の同意」は法令上必要とされていますか？
⇒　必要とされておりません。

（２）費用負担
「移管日の前日に在所している児童については」新たな負担を求めないとしていることについて
・　移管後に入園した児童については，園から在園児とは異なる新たな費用負担を求めてもよいということですか？
⇒　そのとおりです。

・　費用負担については保護者の同意はどのように確認するのですか？重要事項説明書に記載されていて，気が付かずにサインしてしまったらどうなりますか？

⇒　三者協議会での協議によって，費用負担の変更の方向性を決めていくことになります。重要事項説明書の記載については，各自で内容を確認のうえ，署名していただくことになります。

・　費用負担に同意しない世帯があった場合，その世帯の子どもだけ同意した世帯と異なる取り扱いをするのですか？

⇒　そのとおりです。

（３）園長（施設長）の条件→非常にわかりにくい記載です。

・　認可保育所の経験が３年しかない人でも園長になれるということですか？

⇒　そのとおりです。

・　認可保育所の園長の経験が無い人でも園長になれるということですか？

⇒　そのとおりです。

・　「社会福祉事業の経験」とは具体的には何ですか？例えば，介護士として，ケアマネとして働いた経験があれば，経験に数えるのですか？

⇒　そのとおりです。

・　「認可保育所での保育経験１２年以上」というのは，そのうち３年がアルバイト，６年が派遣，残りの３年はフリーで担任を持ったことがない，という人でも，園長になれるということですか？

⇒　そのとおりです。

・　市営の所長の平均経験年数は何年ですか？

⇒　３３年（平成３１年４月１日現在）となります。

・　キャリアアップ研修についての国の資料では，園長の平均勤続年数が２４年になっていますが，京都市としてその事実を把握していますか？

参照：https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/17/backdata/01-03-02-05.html

⇒　把握しています。

（４）保育士

「次の常勤保育士を確保し，移管を受けた保育所において勤務させること」として，

①保育士等（保育士，保育教諭，幼稚園教諭）として経験１０年以上又は法人が運営する園での経験が７年以上の保育士を３人以上（うち１人は乳児保育経験のある者）

②上記のほか，乳児保育経験のある保育士を２人以上

③保育士等として経験５年以上の保育士を１／３以上

という３条件が挙げられていますが，

・　「常勤」の定義は何ですか？保育士の半数が派遣などの非正規でも，常勤保育士を確保したことになりますか？

⇒　常勤とは，勤務時間が，当該保育所における就業規則等において定められている「常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達している職員を指します。ただし，月当たり１２０時間（１日６時間×月２０日）を下回る場合は，１２０時間を下限とします。

なお，雇用期間の定めの有無については考慮しません。

・　「経験」とは何ですか？パートや非正規で補助的な業務を７年又は５年以上していれば，「７年以上」「５年以上」の保育士のカウントされますか？

⇒　保育士等としての経験を指しており，パートや非正規といった雇用形態での区別はしていません。

・　「乳児保育経験」とは何ですか？半年や１ヶ月でも「経験のある者」になりますか？具体的な基準があれば教えてください。

⇒　経験年数は問うておらず，乳児保育に携わった者であれば，経験のある者になります。

・　例えば，保育士が全部で１５人として，

移管先法人での経験７年以上の保育士を３人（うち１人は乳児保育経験あり）

経験５年以上を２人（いずれも乳児保育経験あり）

未経験の新卒を１０名

という構成で基本事項の条件を満たすことになりますか？

若しくは，

移管先法人での経験７年以上の保育士を３人（うち乳児保育経験１人）

経験１年の乳児保育経験のある保育士を２名

経験５年以上の保育士を５人

未経験の新卒を５人

という構成で基本事項の条件を満たしますか？

⇒　いずれの場合でも基本事項の条件を満たします。

・　現場の保育士をまとめる「主任保育士」は，基本事項において何も言及されていませんが，どのような位置付けになっているのでしょうか？何の位置付けもされていないのでしょうか？

⇒　基本事項において，主任保育士の位置付けはありません。一般的に主任保育士は，人間関係の構築や保育や保育士に直接関わる業務等に従事することになります。

・　市営では主任保育士の平均経験年数は何年ですか？

⇒　主任保育士に相当する職として，市営保育所では副所長を配置しており，副所長の平均経験年数は，２９年（平成３１年４月１日現在）となります。

・　法人で７年以上の経験がある保育士が主任保育士をしても構わないということですか？

⇒　そのとおりです。

・　キャリアアップ研修についての国の資料では，主任の平均勤続年数が２１年になっていますが，京都市としてその事実を把握していますか？

⇒　把握しています。

・　同じ資料では「副主任保育士」「専門リーダー」が経験７年以上の位置付けですが，京都市ではその程度の経験の保育士が３人いれば市営の保育の質が引き継げる，という理解なのでしょうか？

⇒　これまでに実施した民間移管の状況を踏まえても，現在の規定で問題ないものと考えています。

（５）引継ぎ・共同保育

・　共同保育の「日数」は１日当たり８時間での計算ですか？

⇒　７時間４５分です。

・　「原則」の意味はなんですか？「例外」はどういう場合ですか？（「以上」となっていないのは，満たない場合を許容する趣旨ですか？「以上」の趣旨なら「以上」と書くべきではないですか？毎日保育するなら「平日」とか「月曜から土曜までのうち５日」とかと書くべきではないですか？連休や有給など考慮する意味なら，原則と書かずにそのことを付記すれば足りるはずではないですか。）

⇒　大型連休や年末年始，災害時における臨時休所等，様々な事情を考慮し，原則と記載しています。

・　共同保育に入る担任予定者は各クラス１名ですが，その職員が自己都合退職してしまったり，産休・育休などで長期休業に入ったりすることは想定されていますか？担任予定者が各１名で足りるといえますか？

⇒　引継ぎ・共同保育に従事する職員が自己都合退職してしまったり，産休・育休などで長期休業に入ったりする可能性はあります。これまでに実施した民間移管の状況を踏まえクラス担任が残ることによって対応が可能であると考えます。

・　移管後は市営の保育士は，引き続き担任になるのでしょうか？

⇒　なりません。

・　移管後に残る「移管前の担任」は５人とされていますが（「２　保育所編」２頁），クラス数が６クラスであるのに対し移管後に残るのが５人となっているのはなぜですか？どのクラス担任が減らされているのですか？市営保育所の「保育内容の引継ぎ」（「基本方針１６頁」）である以上，全クラスの担任が引継ぎ・共同保育のために残るべきではないですか？

⇒　移管日の前日に在所している児童への影響に配慮し，移管前年度の０～４

歳児クラスの担任が残ります。全クラスの担任が残らなくても，保育の引継ぎは可能と考えています。

・　移管後に残る市営の保育士の人数や，残る期間は決まっていないのでしょうか？

⇒　募集要項に記載のとおり，副所長１名，移管前の担任５名が残ることになります。残る期間は最長１年間で，移管後の状況に応じて，適宜残る人数を減らしていくことになります。

・　臨時的任用職員の雇用について，移管先の法人が採用を断った場合，京都市として法人に採用を義務付けることはできますか？

⇒　臨時的任用職員を雇用するかについては，最終的に移管先法人等が判断するものであり，本市が採用を義務付けることはできません。

・　市からの「助言・要請」に「誠実に応じること」とは，市は強制的な介入はできないということでしょうか。

⇒　強制的に介入するといったことではなく，誠実に応じることを基本事項の条件として規定していることから，誠実に応じていただけるものと考えております。

（６）職員の育成

・　別添４の市営保育所職員研修に出席とありますが，強制力はありますか？

⇒　基本事項において，「当分の間は，市が指定する市営保育所職員研修に出席すること」を規定しており，研修の対象となる保育士又は調理員がいる場合は，参加していただくことになります。

・　市営の各研修は，３年目でも「初任者」。８年目で「中堅」。２０年目でも「中堅」となっていますが，それぞれの位置付けと具体的な中身を教えてください（日数，講義時間など）。

⇒　次のとおりです。

①３年目「初任保育士研修」

目的：保育士としての基本姿勢と保育理論を再確認する。保育士としての実践的知識・技術を習得し，専門性の確立をめざす。

内容：年３回（全日１回，半日２回）

②９年目「中堅Ⅰ保育士研修」

目的：保育を取り巻く現状や課題を認識する。自己の保育を見直しながら，さらに保育実践に必要な専門的知識・技術を習得する。

内容：年３回（全日１回，半日２回）

③２０年目「中堅Ⅲ保育士研修」

目的：保育を取り巻く現状や課題を認識する。自己の保育を見直しながら，さらに保育実践に必要な専門的知識・技術を習得し，今日の課題に対して取り組む姿勢を身につける。

内容：年３回（全日１回，半日２回）

・　市営保育所ではなく民間保育園の保育士を雇用するにも関わらず，国のキャリアアップ研修が育成の中に位置付けられていない理由は何ですか？

⇒　市が指定する市営保育所職員研修の出席で十分に職員の育成に繋がるものと考えているからです。キャリアアップ研修については，保育士の処遇改善にもつながることから，積極的に受講していただく必要はあると思いますが，１人が受講する研修の数にも限りがあるため，当分の間については，本市が主催する研修を受講していただきます。なお，参加していただく本市主催の研修についても，キャリアアップ研修に位置づけられているものもあります。

（７）三者協議会の設置

・　崇仁保育所では，第１回の協議会が開かれたものの第２回の日程さえ決めずに終了してしまったと聞いていますが，事実ですか？

⇒　事実ですが，これまで民間移管を実施してきた保育所での三者協議会においても，必ず次回の開催日程を三者協議会の場で決めているものではなく，多くの場合は，後日日程調整のうえ，次回の開催日を決定しています。

・　三者協議会中の保育体制の確保について「ただし保育標準時間の時間帯に限る」とは，保育標準時間外に三者協議会が開催される場合，保育は確保されないという意味ですか？

⇒　御質問を踏まえ，選定部会において審議します。

（８）情報開示

・　「努めること」とありますが，具体的には何をどこまですることが「基本事項」に含まれているのでしょうか？

⇒　法人等や保育所において，通常公開すべき情報について，隠匿することなく，公開することを指しており，通常一般的に公開していない情報まで積極的に公開することを目的とした趣旨の規定ではありません。

・　保護者に対して会計資料の一部を公開している園もありますが，そのようなことも「基本事項」に含まれますか？

⇒　法人等の決算資料は公開すべきものであると考えております。なお，質問にある会計資料の一部というものがどういった内容のものかが分かりかねるため，基本事項に含まれるかについて，回答することはできません。

（９）基本事項の遵守状況の検証

・　「検証」の具体的な内容がよくわかりません。過去の民間移管が行われた園においては，具体的に何をどこまで検証したのか教えてください。

⇒　職員の経験年数や年間行事の状況等，基本事項に規定された項目が遵守さ

れているかについて，定期的に確認しております。

（10）内容の変更

・　基本事項の内容の変更は保護者の「理解を得るよう」「努めること」とありますが，在園児の卒所後は保護者の同意なくても「理解を得るよう」「努め」れば，変更できるということですか？

⇒　基本事項の規定は，移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間，移管先法人等が遵守する必要があるものです。この期間の経過後は，基本事項の規定そのものの適用がなくなることから，変更すること自体がありません。

（11）基本事項に違反した場合

・　「損害賠償」「解除」は具体的にどういう場合を想定していますか？

⇒　申請の資格又は基本事項の違反の内容及び状況を確認のうえ，特に損害賠償の請求や協定の解除が必要であると本市として判断した場合に行うことを想定しています。

・　「協定」とは何ですか？

⇒　移管後の運営について，移管先法人等に基本事項を遵守してもらうことを目的として，本市と移管先法人等の間において，基本事項を内容とした協定を締結するものです。

（12）保護者対応

・　保護者会のための施設利用「通常の保育所の運営に支障がないと認められる範囲」とありますが，支障が生じる場合は具体的にはどういう場合ですか？

⇒　保護者会が施設の利用を希望する日時，場所において，保育所として保育や行事等に利用する場合を想定しています。

（13）保育内容全般

・　「市営保育所　保育のガイドライン」を尊重して保育運営を行うことになっていますが，移管された園のホームページを見ても，そのような記載がありません。引き継がれているなら，「市営保育所　保育のガイドライン」を尊重して保育運営を行っていると記載されているはずですが，どうなっているのでしょうか？

⇒　基本事項において，「保育所保育指針に則り，現在市営保育所が実施している保育内容を尊重し，保育運営を行うこと」を規定しており，その保育内容について，「市営保育所　保育のガイドライン」を参照するよう記載しておりますが，その内容を移管後の保育所のホームページに載せる必要性はないものと考えております。

(14) 障害児保育，配慮が必要な子どもの受入れ

「積極的に受け入れるよう努めること」とあることについて，

・　障害児を受け入れる場合は，程度に応じて加配職員の確保が必要ですが，保育士不足の深刻化で受け入れを断らざるを得ない園がたくさんあると聞いています。そのような事実を京都市として把握していますか？

⇒　障害児の受入れに当たっては，各保育所の定員や人員体制，障害の程度等によって，各保育所において総合的に判断する必要があり，市営であっても民間であっても変わりはありません。人員体制の面において，保育士不足がその一因となっている可能性はあると思われますが，そのことのみをもって障害児の受入れを断っているものではないと認識しております。

・　最近も障害のある２人目の子どもの入園を上の子が通う民間園に断られ，仕方なく市営に預けたという話を聞いていますが，京都市として把握していますか？

⇒　そうした話をされている保護者がいるという事実は把握しています。

「退所までの保育を保障」とあることについて，

・　移管が決まった市営から他の市営に転園した保護者がいると聞いていますが，京都市として把握していますか？

⇒　民間移管に関わりなく，例年，市営保育所から他の市営保育所や民間保育園に転園することはあります。

・　障害児の保育経験の保育士を配置する必要はないのですか？「例えば，区分２以上の児童を，１年以上担任として保育した経験があること」といった具体的な要件を課すべきではないですか？

⇒　クラス担任が丁寧に引継ぎをしており，これまでに実施した民間移管の状況を踏まえると，現在の規定で問題ないものと考えています。

・　キャリアアップ研修の分野別として「障害児保育」の項目がありますが，この受講が「基本事項」に含まれないのはなぜですか？

⇒　市が指定する市営保育所職員研修において，障害児保育に係る研修を実施しており，この研修への出席で十分に職員の育成に繋がるものと考えているからです。なお，キャリアアップ研修については，保育士の処遇改善にもつながることから，積極的に受講していただく必要はあると思いますが，１人が受講する研修の数にも限りがあるため，当分の間については，本市が主催する研修を受講していただきます。なお，参加していただく本市主催の研修についても，キャリアアップ研修に位置づけられているものもあります。

(15) 宗教的な保育

・　「信仰の自由」とは言うまでもなく「信仰をもたない自由」も含まれますが，「移管先が特定の宗教を背景とした社会福祉法人である」等の，宗教上の理由

により転園を余儀なくされる場合，どのような保障がありますか？

⇒　移管先法人等が特定の宗教を背景とした場合であっても，保育に当たっては，基本事項において，宗教的な保育の内容を規定しており，その内容を遵守する必要があることから，三者協議会による協議を経ることなく，これまで市営保育所で実施してきた宗教的な保育の内容が変更されることはありません。このため，児童や保護者に影響はないものと認識していますが，転園を希望される場合は，移管年度である令和３年度に限り，利用調整の際の―５点を行わない取扱いとなります。

②上記以外について，

(16)「２　保育所編」１６頁，別添５に「利用児童への影響が最小限となるよう」との記載がありますが，「利用児童への影響」について具体的な内容を教えてください。

⇒　保育士が半数以上代わることから，全く影響がないとは言い切れないため，三者協議会で保護者の意見を聞いており，職員体制や保育士の対応について意見が出されたことがありましたが，その都度三者で協議し，解決に向けて努めているところであす。

(17) 聚楽保育所の園庭東南部に位置するビオトープは，２０１５年度に当時の保護者が保育士・保育所との共同作業で制作したものですが，「募集要項」上に当該ビオトープの記載が無いのはなぜですか。

なお，当該ビオトープは，自然環境との共生やそのなかで子どもの成長への願い，保育士・保育所と保護者の協働といった，設計者・制作者の思想あるいは感情を創作的に表現したものであり，明確に著作物性を有するため，著作権が発生すると考えられますが（庭園の著作物性についてはすでに判例等において認められています），その旨を「募集要項」上に記載する必要はありませんか。

⇒　そもそも，当該ビオトープが著作物性を有すると一概に判断することはできません。この点をおくとしても，著作権（特に，著作者人格権（著作権法第１８条以下））の行使に当たって合意（同法第６４条第１項）が得られるべき共同著作物の著作者らの外延は，本件においては不分明と言わざるを得ません。さらに，当該ビオトープに何らかの改変が加えられることがあるとしても，その改変は適法というべきです（同法第２０条第２項第２号の類推適用又は同項第４号の適用）。このような中，当該ビオトープの権利関係については募集要項に記載すべき内容とは考えておりません。

<u>問２について</u>

１　民間移管について，今でも大反対です。本当にやめて下さい。

⇒　意見

２　もともと保育所がかわらなければ，子供も安心して自分の成長にエネルギーをそそげるのに，保育所が変わることによって，そのエネルギーを環境の変化への適応に使わなければならなくなる。民間移管が子供に与える悪影響ははかりしれない。既に移管された園でも保育士が集まらず新規採用をメインにする所もあると聞く。全く信用できない。今まで続いてきた京都の市営保育が途切れるのは地域によってもマイナスであり，人材ももったいないと思う。
⇒　意見

問３について

１　選定委員の方へ
　自分のお子さん，お孫さんを本当に預けるのに充分な条件，園であるのかよく考えて下さい。最低限を決めるのではなく，最良であると言える選定，決定をして下さい。移管にあたって「適当でないと判断」することを戸惑わないで下さい。
⇒　意見

２　京都市の方へ
　自身をもって「良い移管」ができないのであれば，やめて下さい。はっきりとした回答ができないでのらりくらりとかわすばかりで全く信用できません。
⇒　意見

問１について

１　０～２歳児の保育経験のない法人の応募には不安があります。移管した場合の子供への影響は計り知れません。就学までの６年を見通した保育が確実に実施されるのか不安です。
⇒　意見

問２について

１　全ての子供さん，特に配慮が必要な子供にとって移管は大変な負担です。今までの築き上げてきたものがなくなる（人間関係等）ことになります。応募される法人には，そういった配慮もしていただけることを強く望みます。
⇒　意見

問３について

１　移管することは，親にとっても不安ですが，それ以上に子供たちはもっと不安だと思います。家よりも長くいる保育園で過ごす時間は，これからの未来ある子供たちにはかけがえのない大変重要な時間です。どうか，そのことをご理解いただき，慎重に法人選定いただきたいです。今までの聚楽保育所を継続していただけるよう望みます。
⇒　意見

問１について

１　障害児保育について，これまで民間移管した保育所で，退所までの保育を保障となっており，保障はされているが，保育所の方から保護者に対し障害児に対して十分なケアができない現状を伝え，保護者が仕方なく対処を決めた例があると聞いた。これは保障されているとは言えないと考える。障害児保育が保障されるように十分に研修をうけた保育士の確保と，卒所までの保障としてほしい。
⇒　意見

問２について

１　これまでの民間移管をふまえて,今回の民間移管へ改善した等の事柄がみえない。保護者への説明会も１回となっており，保護者の不安や児童の安全が守れない現状と考える。基本事項に対し，もっと改善してほしい。例えば保育士の引きつぎに対し実質１～３月しか週５日こない。３ケ月で引きつぎできるとは思わない。
⇒　意見

問３について

１　民間移管になるのならば，本当はしてほしくないが，仕方なく受け入れるのが本音である。移管後も市として，評価をしていってほしい。第三者評価をうけてもただデータを出すのではなくその後も評価を続け，京都市の保育の質をおとさないようにしてほしい。
⇒　移管後について，三者協議会で保育の状況をお伝えするとともに，保護者アンケートを毎年実施するなど保護者の意見をお聴きしています。また，移管２年目以降は，保育士の資格を持つ課長が保育内容を定期的に確認します。移管後に受審する第三者評価については，当該保育所の保護者にも結果を共有し，改善すべき点は改善していただけるよう本市も協力しています。

問１について

１　未来を担う子供たちに安心できる環境で保育を受ける保障をして欲しい。民間移管に反対です。
⇒　意見

問２について

１　民間移管すると保育の質が下がり子供たちへの影響が一番心配です。
⇒　意見

問１について

１　法人の応募資格に運営経験の年数を問わないのは問題を感じる。認可保育所等を応募時点で３～５年以上の運営実績が必要とするべきではないか？

⇒　京都市内において，認可保育所，認定こども園又は認可幼稚園を運営している者については，京都市の保育を引き継ぐ能力があると判断しており，「移管後の運営に係る基本事項」（以下「基本事項」という。）の内容が遵守できるのであれば，申請資格として経験年数を問う必要はないと考えています。

問２について

１　なぜ，民間移管するのか？そのいわゆる成果は具体的には何なのか？特に見当たらないのなら，子供の環境を激変させる行為をすすめる根拠は何なのか。

⇒　保育所も含めた「福祉施設における公民の役割分担」については，これまでから財政面だけでなく，平成１７年２月の社会福祉審議会の答申を皮切りに，あらゆる場面で検討を進めてきた結果，本市においては，「公」として行う施策であるからこそ，「最小の経費で最大の効果を得るための徹底した効率化を図る」だけではなく，社会経済情勢を踏まえ，民に委ねるべきは委ね，「公」はその実施責任を側面から果たしていくといった新たな仕組みづくりを進める等，不断の点検と検証が必要である，との考え方に立っています。

問３について

１　移管の翌々年度に行われる可能性のある建てかえは，具体的にどのように行うのか？建てかえ中に子どもはどこにかようの？

⇒　建替えについては，移管先において検討していただくものであり，具体的な方法に関し，本市から回答するものではありません。

２　保育所利用者は現在児童館利用者ではないが，将来利用する可能性があって，このような特異な移管の場合は児童館に関しても意見を聞いてほしい。

⇒　児童館部分については，京都市児童館指定管理者募集要項に準じて選定を行っていくため，利用者等の意見は聞かないこととしております。

問１について

１　今まで行ってきた民間移管で出てきた問題点（トラブルや事故・ケガ）を改善や防げる基本事項に変えて下さい。運営経験が浅く，乳児保育の経験のない法人に応募出きる内容など有り得ません。十分な経験を持った保育士の確保とキャリアアップ研修の修了状況を追加要件に加えるべきです。
⇒　意見

問２について

１　現状の保育の質が落ちるのであれば民間移管には反対です。説明会で保護者の投げかけた不安点を解消した基本事項の内容に変更してもらえないのであれば，保育の質は落ちると考えます。ただでさえ先生方や環境がガラっと変わる事で親子共に不安なのに，安心して預けられる保育士のキャリアや保育の質も落ちるのであれば，反対としか言わざるをえません。
⇒　意見

問３について

１　今の保育所の十分な安全対策や配慮があるおかげで，日々安心して保育をお任せできています。経験の浅い，障害児やアレルギー対応が十分にできない法人や保育士さんでは，子供を預けられません。メリットのある民間移管にならないことが，説明会での話や，資料からも見えているので子供を守ることを第一に考えられない民間移管は，するべきではないと考えます。子供達を不幸にしないでください。
⇒　意見

問１について

１　移管後の運営にかかる基本事項について，別紙のとおり，修正の検討をしてほしい。

≪以下，別紙内容≫

○　法人の応募資格について（１　保育所運営等の定員・運営）

・　引き継ぎであれば運営経験年数のある法人でないと難しいと考える。

・　大阪市は「３年以上」としており，その程度の年数の制限が必要と考える。

・　現行の基準は乳児での運営は不要であるが，不要である根拠は？（問題があると考える）

⇒　京都市内において，認可保育所，認定こども園又は認可幼稚園を運営している者については，京都市の保育を引き継ぐ能力があると判断しており，「移管後の運営に係る基本事項」（以下「基本事項」という。）の内容が遵守できるのであれば，申請資格として経験年数を問う必要はないと考えています。

　また，これまでに乳児保育経験の無い法人に民間移管した実績があり，丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで，乳児の保育を引き継ぐことができると考えられることから，問題はないものと考えています。

○　施設長

・　認可保育所での運営経験年数について，引き継ぎであれば聚楽保育所やほかの公営保育所の所長クラスと同等の経験年数，２０年以上は必要と考える。

・施設長経験についても，必須条件として認可保育所経験３年以上が必要。

・現行の基準（京都市案）について，根拠を示してほしい。

⇒　基本事項に定める施設長の要件を満たせば，施設長として十分に業務に従事できるものと考えております。

○　保育士

・　主任保育士に求める条件を別項目として起こすなり，分かりやすく表記できないか。

・　未経験の新規採用の人数について「○人以下」と最低ラインを示しては？人数は過去の聚楽保育所の配置から，３人程度？

・　平均勤続年数を設けるなり，経験がある程度ある保育士を求める内容にしてほしい。

・　乳児保育について，産休明け保育の経験がある法人に限定すべき。（法人について）乳児保育経験のある保育士が各クラスに１人したら，３人以上は必要。

・　障害児保育について，経験年数のある保育士（年数・人数）を条件に加えてほしい。

・　正規職員の割合についても，要件を設けたい。

⇒　意見

○　年度途中の児童の受入を積極的に行ってほしい。
⇒　意見

○　じゅらくが従来行っていた園庭開放，のびのび，らんど，在所児を含めた「○○で遊ぼう」イベント，クールキッズステーションなど地域の子育て世帯向けの事業を縮小することなく継続してほしい。
⇒　意見

問２について

１　引き継ぎは通常の保育以上に困難が予想されるため，移管先の努力だけでなく，経験年数等が確保された余力がある移管先であることが最低条件であると思うので，そのための基本事項の条件をしっかりと考えてほしい。スケジュールがタイトすぎる。
⇒　意見

問３について

１　老朽化のため，保育所と児童館の建替を視野に入れ，併せての移管になったのであれば，建替についての計画についても審査対象とすべき。
⇒　意見

問１について

１　応募資格に，運営経験年数・０～２歳児の乳児保育経験・産休明け保育経験がいずれも問われていないのはおかしいのではないか？

施設長の条件は保育実践経験＋管理者経験両方重要であると思う。保育士・引き継ぎ・共同保育に関してもわかりにくく不充分に感じる。再考願う。現状，不安しか感じない！！

⇒　京都市内において，認可保育所，認定こども園又は認可幼稚園を運営している者については，京都市の保育を引き継ぐ能力があると判断しており，「移管後の運営に係る基本事項」の内容が遵守できるのであれば，申請資格として経験年数を問う必要はないと考えています。

また，これまでに乳児保育経験の無い法人に民間移管した実績があり，丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで，乳児の保育を引き継ぐことができると考えられることから，問題はないものと考えています。

問２について

１　今まで１０園民間移管が行われてきた中で見えてきた課題等はきちんと生かされているのか？保護者側の意見・要望・想いはしっかりと聞き入れられているのか？より良い移管にしようと改善する努力はなされているのか？「子どもは国の宝」京都市側に子ども達を想う愛情が感じられない。

⇒　過去の民間移管における課題や改善すべき点については，選定部会において提案のうえ，募集要項に反映するなど改善に努めている。たとえば，平成２９年度に民間移管した旧錦林保育所及び旧砂川保育所における引継ぎ・共同保育では，規定されている引継ぎ・共同保育の期間よりも早くからクラス担任予定者に来所していただいたことで引継ぎが円滑に進んだため，引継ぎ・共同保育の期間を早めるように変更した。

また，保護者の意見についても，募集要項策定に当たっては，選定部会において審議している。

さらに，三者協議会においても，保護者の意見を踏まえた協議を行っている。

問３について

１　保育士不足といわれる中でも市営の保育士さんは幅広い経験年数・年令の方がいて，新卒の先生が入ってきてもしっかり育てていく環境が整っていてまたそれがどんどん繋がっていってすばらしいと思います。なのに，その保育士さんが働く現場をこれ以上減らしてどうするのですか？異動で数年現場を離れてまた違った角度から保育分野に関わるのは大事なことだと思いますが，その後またそれを生かすた

めに現場に戻ろうとしても市営保育所が減っていては戻りたくても戻れず，離職に繋がるのではないでしょうか？子育てだけではなく，保育人材を育てていくためにも市営保育所は必要だと思います。
⇒　意見

問１について

１　認可幼稚園の運営経験のみで最もリスクを伴う０～２歳児の保育を任すのはやめて頂きたい。

・　安定した運営のため，運営実績のある法人に限定すべき。

・　保育士についても複雑な時期を任すのだから国の基準に最低でも合わすべき。今，提示されている条件では，事故につながります。

⇒　京都市内において，認可保育所，認定こども園又は認可幼稚園を運営している者については，京都市の保育を引き継ぐ能力があると判断しており，「移管後の運営に係る基本事項」（以下「基本事項」という。）の内容が遵守できるのであれば，申請資格として経験年数を問う必要はないと考えています。

問２について

１　移管時の保育士の共同保育の期間が短かすぎる。子供にとって保育士の交替が最も影響がある。また年齢ごとに慣れる期間も異なることに配慮すべき。

⇒　意見

２　移管後，建物の工事となった場合，仮の保育施設を移管先にのみ任して頂きたくない。生活に多大な影響を及ぼすことです。

⇒　意見

問１について

１　保育所以外の施設を運営する法人だと，市からのお金を保育のために使用するのか分からない。よって，基本事項に資金の流用（例えば老人ホームの運営費に回す，など）を禁じるとともに，毎年の会計状況を監査を受けた上で，保護者に分かり易く示す義務を課すべき。
⇒　意見

２　第３者評価の扱いが軽い。結果を公表するのみならず，結果が悪かった場合は法人の活動に一定の制約を加えるなど，法人の活動の改善に資するよう実行性のある位置付けにすべき。
⇒　意見

３　別添５三者協議会について。保護者代表以外の者は「傍聴」しかできないのか。多様な考えがあるのだから発言を認めるべき。例えば障害児保育は当時者でないと発信できない内容がある。加えて各クラス１名程度では少ない。
⇒　これまでの三者協議会の運営状況において，各クラス１名程度以上が必要と議題に上がっていません。各クラスの意見については，代表の方にまとめていただいています。

４　０～２歳児の保育経験がない法人が応募できることになっているのを改めるべき。仮に参加資格を変えられないのであれば，そのような法人が万一選ばれてしまった場合，０～２歳児クラスは引き継ぎ・共同保育期間を長く設定するよう柔軟な運用を求める。聚楽保育所が蓄積してきた豊かな知見がこのままでは雲散霧消することは目に見えており，非常に不安。
⇒　京都市内において，認可保育所，認定こども園又は認可幼稚園を運営している者については，京都市の保育を引き継ぐ能力があると判断しており，「移管後の運営に係る基本事項」（以下「基本事項」という。）の内容が遵守できるのであれば，申請資格として経験年数を問う必要はないと考えています。

問２について

１　一言で表せば保育の質が担保されていないことへの不信。聚楽に限らず，民間移管の話の根底にある要因の一つが「市の財政」にある（つまり，民間移管すれば市の負担は縮減される）ことを，過去に飽きる程聞いたが，結局は「人件費が安くなる」以外のものは見出せなかった。それすらメリットとは言い難い以上（若い保育士さんを安く使っているだけ），「京都市は子育てに金をかけたくないんだな」としか思えない。

⇒　意見

問３について

１　民間移管に関する先例を活かしているのかよく分からない。せめて先に移管した法人の第３者評価の受審結果を示し，そこに挙げられているであろう問題点等を検証しているのか示して欲しい。

⇒　すでに民間移管した保育所において，移管後の法人に受審していただいた第三者評価の受審結果については，公開されております。なお，受審結果については，当該保育所の保護者にも共有し，改善すべき点については，本市も協力して取り組んでおります。

問１について

１　移管後の運営にかかる基本事項

移管後の引き継ぎですが市の従事職員を状況に応じて適宜減らすとあります。令和３年度中満期まで引き継いで頂きたい。突然辞められると子供達がとまどうのではないかという不安があります。

⇒　意見

問３について

１　安心，信頼できる保育士さんこそが京都市の財産だと考えます。子供達が安心できる保育を最優先に考えて選定する事を強く希望します。

⇒　意見

問１について

１　市営保育所が実施する子育て支援事業と，民間園のものとの違いはごぞんじですか？

⇒　子育て支援については，公民の違いにかかわらず，地域子育て支援ステーション事業や園庭開放，子育て相談や講座等に取り組むなど，地域の需要に応じた幅広い活動を展開しています（ただし，実施回数は園によって異なります。）。なお，市営保育所では，上記の事業に加えて地域子育て支援拠点事業を実施しています。

問２について

１　施設長，保育士の要件で，現在市営保育所が実施している保育運営を行うことは不可能だと思います。

⇒　意見

問３について

１　ここまで非常に過密なスケジュールでした。仕事をもっている親に対する配慮が感じられません。

⇒　意見

２　障害児，対応困難な幼児についての過去の記録すべてを検証するくらいの慎重さがほしいところです。（対応総数，対応内容について）

要項の文章が，いくらでも拡大解釈できるもので，すこしの刺激ですぐパニックを起こす児童が本当にめんどうをみてもらえるのか非常に不安があります。

過去の移管で，高得点をとりながら現在保護者とのあいだでかなり大きな争いをおこしてしまっている園がありますので，それぞれの項目について，その具体的な評価方法を教えていただけますか。採点があまかったのではないですか？

⇒　書面審査，実地審査それぞれにおいて，審査基準に基づき審査を実施しております。書面審査については，採点に当たっての詳細な評価基準がありますが，公平性の観点から，非公表とさせていただいております。

問１について

１　「２　保育所編」のＰ１０「２　職員について」別紙に記載しました。
≪別紙の内容≫
・　施設長の「社会福祉事業の経験１５年以上（うち認可保育所経験３年以上)」，「認可保育所での保育経験１２年以上」について，管理者としての経験も必要である。
・　施設長の「社会福祉事業の経験１５年以上（うち認可保育所経験３年以上)」，「社会福祉事業の経験１０年以上（うち認可保育所施設長３年以上)」について，３年は短いのでは？
・　保育士の「上記のほか，乳児保育経験のある保育士を２人以上」について，乳児クラスが３クラスあるので，３人以上にしてほしい。
・　引継ぎ・共同保育の期間及び日数について，１日とは８時間ですか？
・　引継ぎ・共同保育の期間及び日数について，園長予定者の期間及び日数が「１月～３月　原則週２．５日」となっているが，園長予定者も週５日にするべきでは？
⇒　意見

２　認可幼稚園の運営経験があれば，認可保育所，認定こども園の運営経験が無くても応募できるのはおかしいと思う。
⇒　意見

問２について

１　民間移管後，「当分の間」の約束を本当に守ってくれるのか心配です。移管後，数ヶ月したら法人の方針に変えられてしまいそう。保育所を移管して運営していくだけでも大変なのに，本当に児童館も合わせて運営していけるのか？
⇒　意見

問３について

１　スケジュールがタイトすぎる。
⇒　意見

問２について

１　移管後，開所，閉所時間等について変更があったりするのか。現在の方針とどれくらい変更があったりするのかが主として気になります。
⇒　意見

問３について

１　移管に名乗り出ている法人がどのような方針等で，進めていこうとしているのか，各々の方向性等を詳しく知りたいです。
⇒　意見

問１について

１　保育経験が一定ある企業にするべき。
⇒　意見

２　親の負担が増えないようにして欲しい。
⇒　意見

問２について

１　メリット・デメリットを明確にして欲しい。
⇒　まず，民間移管によるメリットの一つとして本市の財政効果があり，多様化する保育ニーズに対応するため，保育所整備のみならず，病児・病後児保育事業や一時預かり事業の拡充等，保育サービス全体の充実を図ることができます。

また，民間移管により，公営では実施が困難な園舎の迅速な修繕・改修，園庭の整備，新たな行事の実施など，法人の創意工夫により運営が良くなったと保護者から評価されている取組もあり，保護者にとってのメリットもあると考えています。

デメリットとしては，保育士が半数以上代わることにより，利用されている子どもや保護者への影響が少なからず生じるかもしれませんので，利用児童等への影響が最小限となるよう，三者協議会を設置し，保護者の意見を踏まえながら保育所運営を進めていただくこととしています。

なお，保護者アンケートでは，移管当初お迎え時における担任の保護者への声かけについて，市営の時と違いを感じるという意見が多くありますが，園全体で改善に向けて取り組んでいただいています。

問１について

１　入札資格の判定は今までの課題解決に対応した適切な基準が設定されていますか？

⇒　京都市内において，認可保育所，認定こども園又は認可幼稚園を運営している者については，京都市の保育を引き継ぐ能力があると判断しており，「移管後の運営に係る基本事項」（以下「基本事項」という。）の内容が遵守できるのであれば，申請資格として経験年数を問う必要はないと考えています。

問２について

１　引継の期間をもっと長くできないのか。前例より１ヶ年の設定で充分と判断した根拠は？

⇒　これまで民間移管では，移管前後２年間で実施した引継ぎ・共同保育で十分に引継ぎができており，問題はないものと考えています。

問３について

１　移管後も変わらぬ保育をして頂けるよう，細かい引き継ぎもしっかりと行って頂きたいと思います。一年間通しての行事なども今まで通り変わらず開催してもらいたいですし，何よりも子供たちのための安全は保育をして頂きたいと願っています。
⇒　意見

問３について

１　子供たちが今と変わらず，のびのび元気にすごせるように配慮してすすめてほしいです。よろしくお願いします。
⇒　意見

問１について

１　０才から２才の保育の経験がない法人が応募して来てもしその法人しか応募がなかった場合でも移管は決まりますか？決まってしまったあと，未経験の保育士たちにあるいは保育所に０才～２才をあずけることになる保護者の不安への対応について教えて下さい。

⇒　審査の結果，該当者なしとする場合もありますが，決定した場合においては，引継ぎ・共同保育により乳児保育を法人等に伝えてまいります。

問２について

１　京都市の職員が受けた保育士としての教育を民間園の保育士が受けていないこと。特に，「大きい声」「こわい声」でよく圧することでしか子供と接する方法を知らない保育士がどれだけいるのかと考えるとこわいです。

⇒　意見

問３について

１　イライラした口調で「早よ食べえな！！」と０才児に離乳食をむりやりたべさせる園が中京区に本当にあります。園どうこうの前に保育士をケアする必要を感じますし，そんな園を放置している市がじゅらくの未来のことをどこまで真剣に考えてくれるのか，本当に不安です。

⇒　意見

問３について

１　園が変わるということで，子供にとっては多少なりと，とまどいがあるのは事実なので，引きつぎ期間が子供のことを優先的に考えたものであることを望んでいます。園の方針や行事，活動については，柔軟に変えるべきところ，維持するところ，を判断して対応していただきたいと思います。実際に移管した後，改修はされるのか（いつ頃），その間の保育場所はどうなるのかといったことは気になる点です。
⇒　意見

問１について

１　あまりにも情報量が多く，案以外にも保護社会関係からも移管関係の通知が多種あります。そのことも考慮した上で，保護者にもう少しまとまって整理された内容を伝えていただきたい。仕事をしているので，そのあいまに見るには，負担が高すぎる。
⇒　意見

問２について

１　現時点で，他の保護者が移管について，どのように考えている方が多いか。
⇒　意見

問３について

１　忙しい保護者に配慮した情報提供をお願いしたい。アンケートも時間をかけて書いている。書きっぱなしで終わらせないでほしい。アンケート結果と，そこで意見をどうくみとるのか，保護者に伝える，責任があると思うので，適切な対応をお願いする。
⇒　意見

問２について

１　子供達が自由でのびのびとした聚楽保育所の保育方針が気に入りこの聚楽保育所への入所を決めましたので，移管する民間の事業者の方も同じような保育方針の方を選んで頂きたいです。
⇒　意見

問３について

１　資料や口頭でのやりとりだけではなく，移管希望事業主様も聚楽保育所の保育現状を見て頂きたいですし，京都市の民間移管担当者の方も移管候補の事業者の方の運営している保育園を実際見て判断して頂きたいと思います。
⇒　意見

問２について

１　慣れ親しんだ保育士さんが変わること。現在は保育士経験の長い方や短い方が適度にいて，保育の質にも満足しているが，民間移管になると保育経験の短い方ばかりになるのは不安。
⇒　意見

問３について

１　保育士の平均経験年数が５年以下などは不安。民間移管することで保護者や子どもにメリットがないのであれば現状維持が望ましい。
⇒　意見

問１について

１　保育所編のP10移管後に係る基本事項（聚楽保育所）の２．職員についての施設長，保育士の条件が非常にあいまい且つ甘いと思う。例えば，「乳児保育経験のある保育士を２人以上」とあるが，乳児保育経験の期間についての定めがない。極端な話，１日でも乳児保育経験があれば，「経験あり」になってしまう。おかしいですよね。他にもおかしいところがいっぱいあります。ちゃんと専門の方を交えてしっかり考えていただきたいです。
⇒　意見

問２について

１　過去に民間移管した保育所の第三者評価が京都市の HP で閲覧できないのはなぜでしょうか？？
⇒　更新作業のため，公開できない状態になっておりましたが，現在は閲覧していただけます。

２　児童館と保育所まとめて法人を募集されますが，審査の点数が保育所は満点に近いけど児童館は最低の７割，または児童館の点数は満点に近いけど保育所は最低の７割，でも合計点が高ければ，そういうどちらかに偏った法人になることも考えられますよね？？こんな審査基準で本当に大丈夫なのか心配です。選定部会でもこの話は出てましたよね。考え直す必要があると思います。
⇒　意見

問３について

１　児童館についてです。
７／６（土）に児童館でも説明会がありました。当日分厚い資料が配られ，２０分くらい説明したあと，質問はありませんか？と京都市の担当者。とても大切なことなのに，なぜ事前に（２～３日前）資料を配ってくれなかったのでしょうか？急すぎてみんなあまり質問ができなかっただけなのに「児童館の説明会は上手くいきました」と言ってはったそうですね。保護者の気持ちに寄り添うことなく，自分の立場しか考えられないこの担当者には怒りと悲しみ両方の気持ちでいっぱいになりました。あと，「選定部会で児童館に関して少し軽視しているのでは？という話が出ていましたが・・・・」と私が言うと，担当者の方は「そうですね。」とおっしゃってました。担当者の方も同じ認識でしたので，審査基準をちゃんと考え直して，それをまた保護者にフィードバックしてくださいね。
⇒　意見

問１について

１　児童館（学童だけでなく，赤ちゃんクラブや幼児クラブなど…）に係る審査に，実地審査がない理由を明確に提示下さい。（「必要に応じて～」とは，どういう場合を想定していますか？）

⇒　京都市児童館指定管理者募集要項を準用することとしていますが，先日の選定部会での意見を踏まえ，指定管理者選定委員の意見も聞いていきたいと考えています。

問２について

１　民間移管によって，子どもが不安定になったり日常生活に支障をきたすような場合になったら，（民間移管を推しすすめた立場として）市が対応してくれるのでしょうか？

⇒　子どもへの影響が最小限となるよう丁寧に保育を引き継ぐとともに，移管後においては，元クラス担任が保育所に残り，保育のフォローをしてまいります。また，三者協議会を設置し，保護者の意見を踏まえながら保育所運営を進めていただくこととしています。

問３について

１　“障がい児”ではなかったとしても，発達のグレーゾーンだとしても，十分な保育の質を保てる保証はありますか？

⇒　クラス担任が丁寧に引継ぎをしており，これまでに実施した民間移管の状況を踏まえると，問題なく引き継げると考えております。

２　転園をすすめられてしまう可能性もありますか？もし，すすめられたら，市はフォローしてくれますか？

⇒　転園を勧められることないと考えておりますが，万が一そのようなことがあれば，本市に御相談ください。なお，障害児については，基本事項において卒所までの保育を保障することとしております。

３　聚楽保育所・児童館が，今まで地域に根づいてきた拠点活動・立場は，そのまま引き継がれるという認識で良いでしょうか。

⇒　聚楽保育所の専任の保育士が実施している行政区を単位とした拠点活動については，ほかの市営保育所が引き継ぐことになりますが，地域子育てステーションとしての機能はそのまま引き継ぎます。

問１について

１　引継ぎ・共同保育があるように書かれていますが，実際の所は必要な日数と期間はあいまいだし，移管前の担任が残っていても“里心がつかないように”と子どもとあそぶことさえできないと聞きます。これでは共同保育だとは言えないし，子どもたちや保ゴ者の不安も解消されないと思います。
⇒　意見

問２について

１　ただでさえ保育士の確保が難しいのに，信頼のできる経験のある保育士を揃えることができるのか，乳児をまかせられるような保育士がいるのかが気になります。
⇒　意見

問３について

１　移管するにあたり，保育所のことに目がいってしまいますが，児童館の運営は保育所の運営とは異なります。児童館はおまけのようになっていますが，働く保ゴ者にとって“学童クラブ”のある児童館はとても大切なもので，児童館のノウハウ・経験者がいないと子どもも安心して帰ってこれないと思います。児童館についても，しっかりとした人員確保をして頂きたいです。
⇒　意見

問１について

１　保育所・児童館とも経験の浅い法人・団体が応募してくるのではないでしょうか。実際，他の市営保育所でも経験年数の浅い保育士さんばかりでの園になったという話をききます。民間移管をすすめていくばかりでなく，移管先法人の選定にもっと時間をかけてほしいです。将来の事業計画より保育の実績を重視して評価し，選定してほしいです。できる限り京都市営保育所に近い保育基準＝を守ってもらえるような厳しい募集要項に！！！して下さい。

⇒　意見

問２について

１　民間移管について不安な点は多々ありますが，一番心配しているのは子供たちが安心して過ごせる場所，聚楽保育所の環境が大きく変わってしまうことです。子どもたちにとって市営保育所はのびのびと過ごせる生活の場であり，一人ひとりの個性を尊重してどんな子どもも受け止めて下さる保育士さんたちがいなくなる事は残念であり，子どもたちにも大きな影響が出るのではないかと考えてしまいます。民間の保育園にはない手厚い保育，そしてベテランから若手の保育士さんがお互いを刺激し合って織り成す経験豊かで温かい保育は，日々の研修や自己研鑽があってこそだと感じます。そのような高い質の保育をされてきた保育士さんたちが守ってきた保育をたった二年の短い引き継ぎ・共同保育で保育を引き継ぎ，子どもたちがスムーズに過ごせるのかとても不安に思います。定期的な訪問等でも厳しい目で本当に保育の質が守られているのか，丁寧な保育がなされているのかチェックしてほしいです。どうか保護者の思いをきいて下さい。宜しくお願いします。

⇒　意見